

平成22年第2回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成22年6月22日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	坂井嘉徳
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	五井淳人	議会書記	吉村太志

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

皆様おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場면을議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 中村重光君と11番 村瀬明義君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

1番 江崎達己君の発言を許します。

1番（江崎達己君）

おはようございます。

発言通告に基づきまして議長のお許しがありますので、順次質問をさせていただきます。

それでは第1点目でございますが、本市の防災ということで、防災について質問させていただきます。

よく、災害は忘れたころにやってくるとか言われておりますが、今や災害は必ずやってくるというふうにも言われております。そうした対策が急務であると思えます。本市では市民の安全・安心を図るため大変立派な地域防災計画書、水防計画書が平成21年3月付にて策定されております。赤い冊子の本だと思っておりますが、新しい取り組みの事案としましてテレビ・報道等で、千葉縣市川市の防災公園が国の補助金等を活用し建設され、全国的にも斬新的なアイデアで公園機能と防災機能をあわせ持った公園であるという報道がなされました。非常に私、関心がありましたので、議員活動として政務調査費を活用させていただき、市川市へ防災公園を現地視察してまいりました。これは2月19日だったんですけども、この防災公園は、防災公園事務所を訪問しますと、事務所の行事予定表を見ましたら、私が視察依頼した以外にその週だけで三つの都市が視察の申し込みが

あり、受け入れるというようなことで張り出してありました。市川市の職員さんに尋ねたところ、テレビで報道されて以来、全国各都市から数多くの照会並びに視察依頼があるということでございました。この防災公園は、避難と救護の拠点として、くらしの安全・安心を支える憩いと交流の場としての公園ということでありました。防災の機能といたしましては、1万人の方の飲料水、約3日分100トン地下のタンクに蓄えてあると。それからあずまや、パーゴラと言うんだんですけど、そこにいざとなればテントを張れば救護施設や災害の現地本部なんかに変身するということがございます。それからまた公園内のベンチは、いざとなれば炊き出し用のかまどに変身すると。それからまたマンホールがありまして、そのマンホールが仮設のトイレとなり利用することができる。公園内に管理事務所兼防災備蓄倉庫が建設されており、災害時には多目的に活用可能な施設であるということでありました。

ちよっときょう、行ったときの写真を持ってきましたので。これがその市川市の防災公園です。これを見ますと、どこにでもあるような都市の公園なんです。これがベンチ、このベンチの板のねじをぽんと外せば炊き出し用のかまどになるんですね。これもそうですけど、こういうかまどをぽっとめくると、これもかまどになるということでございます。これは全景です。これは光をばソーラーによっているというようなところの公園でございます。この中身を見ますと、これがパーゴラと言うんですか、あずまや的なあれなんですけれども、平常時はこういう活用なんですけれども、いざとなるとここへばあっとテントを張るんですね。テントを張るとそれぞれ仕切りができて災害本部と救護施設に切りかわるということで、平常時はこういう感じでございます。この問題、ほかの議員さんにも関係しますので、見ていただけるとありがたいと。これが公園のところにあります通常のトイレです。このトイレの前にマンホールがあります。約40ぐらいあるんですけども、これに小さなテントを張って仕切りをすれば、それぞれ一つずつのトイレ機能を果たすと。これをこうぱっと開けると、ちょうど立ってこうできるようになっているということで、そういったトイレ機能を持っているということでありました。

こうした防災機能を有した公園整備は、本市の防災の対策についても大変参考になるんじゃないかと思いました。そこで第1点目として、公園機能と防災機能を両立させた防災公園として整備を図ることは市民の安心を得るためにも有効であると思いますが、整備に対する所見をお聞かせください。総務部長さん、お願いしたいんですが。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問につきまして答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

総務部長（中島治徳君）

本市の防災についてお答えしたいと思います。

ただいまの御質問の防災型公園の整備についてでございますが、本市防災計画では大規模な災害時における避難所といたしまして、小・中学校等、市内32施設を指定しておるところでございます。また、防災倉庫から必要な資材を搬入し、被害者に対する一時的な生活支援を行うことを考えてお

るわけでございます。さらに、避難所や市内の保健センターを応急救護所として開設することも計画しておるわけでございます。また、市内9ヵ所の上水道配水池に、約1万トンの水を貯水できます。そのほか防災倉庫には浄水器も3器配備しており、災害時の飲み水の対策としましては十分可能な状況と言えます。その防災倉庫には、仮設トイレの資材備蓄もしていることから、防災型公園を整備しなくても対応できる状況にあると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上、御解答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

ありがとうございました。

阪神・淡路大震災のときには、日常生活の一番もとになる水だとか、トイレだとか、そういうのに大変困ったというあれが全国報道で何回もされておりました。今お聞きしますと、それなりに対応がされておるようではございますけれども、例えば地震みたいにライフラインが壊れ、道路が寸断され、ということになりますと、やはりそれぞれの地区に配備されることが一番ベターじゃないかと思っております。とりあえず前向きというか、本巢市の防災について、私も勉強になりました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは第2点目でございますが、本市の防災用備蓄、先ほどもちょっと説明もあったかもしれませんが、本市の防災用備蓄品の確保ということで、昔から備えあれば憂いなしということも言われますが、備蓄品は具体的ですけれども、どこに、何を、どれだけの確保をされておりますか、総務部長さん、お願ひしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島君。

総務部長（中島治徳君）

災害用備蓄品の状況につきまして、本巢市地域防災計画、先ほども議員御指摘の赤い本でございますが、これの後ろの方でございますが、そこに細かく掲載しておるわけでございます。市内の4ヵ所の防災倉庫に毛布、マットを初め、かまどやはそりなどの炊き出し機材や仮設トイレなどの配備をしているほか、乾燥米や乾パンなど約8,800食を備蓄しておるわけでございます。さらに不足が生じた場合には岐阜県及び市町村災害応援協定に基づきまして、県へ応援要請することになります。また、県におきましては全国農業協同組合連合会岐阜県本部、またユニー、パローを初めとしましてコンビニ等々と災害時応援協定を締結しておりますので、締結先へ要請し、市町村に対しまして応援がなされることとなります。また、市内各地区の自主防災組織、これは自治体単位でございますが、自主防災組織におきましても、自主防災活動事業補助金を活用されまして食料や資機材を備蓄する動きもございます。また、いずれにおきましても、大規模な災害時にはこれらの総合的

な対応がなされることとなりますので、関係機関と連絡を密にしていきたいと考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

1 番（江崎達己君）

お聞かせいただきまして、ありがとうございました。

私個人なりには、少し安心しました。今後ともこういった対策に対しまして、予算的な面も考えながら進めていただければ幸いかと思っております。

それでは、続きまして街灯及び防犯灯の設置についてということで、本年2月の、寒い冬季ですが、真正地区の公共施設の前のバス停で、早朝、まだ早く薄暗い朝6時ごろだったと思いますけれども、通学のためにバス停で待っていた女子中学生が変質者に襲われそうになるという事件が発生しました。この女子中学生の恐怖というものは、精神的には大きなショックということで、ショックがいかに大きいかと推察します。それ以来、冬季、寒い時期には、毎朝親さんがバス停へ子供さんと一緒にバスに乗り込むまで見送られ、毎日見送りをされていました。そんなことで、私の方に要望したい、ちょっと相談したいというふうで相談を受けました。早速、関係する部局の長の方にお話をしたところ、速やかに対応していただきました。

しかし、6月11日現在のところでございますが、隣接する公園、具体的に言いますとさいがわ公園ですけれども、この街灯が、明かりがついていませんでした。

この公園は、朝は軽スポーツのクラブの皆さん、それから乳幼児と親さん、時には幼稚園の遠足、昼間は小・中学校の生徒さん、就労者の休憩の場。年間四季を通して言いますと、春には桜の花見、夏には自治会のラジオ体操の場、夕方には夕涼みの場として大勢の市民に親しまれ、利用されております。しかし、夜になると若者等の待ち合わせの場、デートスポットとして親しまれてもおります。しかし、ときには心ない若者も出没し、夜中に花火を打ち上げ、大声を上げ騒いでいる者、ときにはけんかをしているようなときも見受けられ、トラブルも発生しているように思います。市民が安全・安心して利用できる公園の管理が求められます。

そこで第1点目として、公園内の街灯や防犯灯は市民並びに利用者のためにも安全・安心の確保のため、ぜひ街灯をつけていただきたいと思っております。事例ですけど、さいがわ公園ということですので、産業建設部長さんの御見解をお願いします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、江崎議員からの街灯及び防犯灯についての1点目の公園内の街灯設置についてお答えをさせていただきます。

本巢市が管理しております公園につきましては、真正地域10カ所、糸貫地域10カ所、本巢地域1カ所、根尾地域2カ所で、合計23カ所の公園を都市計画課・産業経済課及び社会教育課で管理しております。また、市民の皆様におかれましては、常日ごろから公園管理に何かと御協力をいただき感謝いたしております。

公園は利用者に遊びの場や憩いの場を提供することを目的とし、議員御指摘のとおり、安全・安心な公園の管理が求められているところございます。しかしながら、近年、公園内での利用者トラブルや不審者の出没、公園施設を何者かに壊される事件、またペットの放置等が発生しております。こうした事件の多くは規模の大きい公園で発生しており、夜間の公園の安全確保は喫緊の課題であります。

このような事態を受け、本年度に入りまして、各公園の照明施設を順次点検し、修繕等の対応をしているところであり、議員御指摘のさいがわ公園につきましても、早速、点灯するよう対応させていただきます。

なお、昨年度におきましても、公園内の樹木の間引きや剪定を行い、周辺からの死角を少なくするよう防犯対策を実施したところでございます。

今後は、夜間の防犯上問題のある公園における照明につきましては、その効果や周辺の影響等を検討し、関係自治会や近隣住民の皆様の御意見を伺いながら対応してまいります。

いずれにいたしましても、市民の皆様にとって安全・安心な公園を目指して努力してまいりたいと存じますが、地域の皆様方におかれましても、公園に対する目配り等、防犯対策に御協力いただきますようお願い申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

ありがとうございました。

公園の街灯というのもたくさんあります。先ほど、今説明がありました二十幾つの公園があるということです。昨今の御時勢です。経費の削減も当然必要になってきますので、全部の街灯をつけるということでもなく、一つ置きぐらいとかいうことで年間を通して安定的に街灯、防犯灯というものを点灯していただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして第2点でございます。公共施設のうち、今後、指定管理者制度という制度により管理・運営される施設があるようにも聞いております。そういった場合に、経費等の削減により街灯を消灯されないよう予算等の措置をお願いしたいのですが、こういった御所見についてお聞かせください。できましたら企画部長さん、お願いします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは街灯等の2点目の公共施設の街灯等の予算につきまして、御解答申し上げたいと思います。

本市の財政運営におきましては、経常経費の削減は避けては通ることのできない大きな課題だというふうに思っております。合併以後、この課題に対しまして、鋭意取り組んでまいったところでございます。

しかしながら、経常経費の削減につきましては、非常に大なことではありますが、市民の皆さんの安全・安心に直接かかわる事業経費を犠牲にしてまで行うということは、十分な配慮が必要でないかというふうに考えております。

議員が御指摘の指定管理者におけます施設の案件につきましても、庁内部局はもとより、出先機関、指定管理団体等に対しまして、経費の削減につきましては、大局的な部分での削減を検討するよう指示徹底してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

ありがとうございました。

自治体の抱える経費の削減、これもよくよくわかります。そして安心・安全の提供というのも私は重要だと思います。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

続きまして2番 鰐本規之君の発言を許します。

2番（鰐本規之君）

それでは一般質問に移る前に、少しお話をします。

今、江崎議員もいろいろな資料を出して一般質問をされたと思います。私も18枚の資料を提出して一般質問に臨みたいということなんですけれども、せっかくこの忙しい時間に市民の方たちに傍聴に来ていただいて、私たちの質問が市民の方に少しでも御理解ができるようにということで資料の配付を傍聴者の方にも配付するようにと議長及び議会運営委員長の鵜飼議員にお願いをしておきましたけれども、残念ながら配布ができませんので、資料がないと傍聴の方々におかれましては御理解ができないかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは一般質問に移らせていただきます。

今、この本巢市においては、いろいろな書類が保管されていると思っております。資料の中に提出しましたこの覚書、これも本巢市の中に保管されている大事な公文書だと思っております。その中において、ここに記載されていることが事実でないことが、また極端な言い方をしますと、組合名が違ったままで覚書が保管されております。こういうものに対して正しい文書、正しい組合名に

差しかえる用意があるのかお尋ねをいたします。

また、違った文面をどのような文面に直されるのか、当事者である市長にお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問につきまして答弁を市長に求めます。

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

ただいまの質問でございますけれども、かねてから何度も市当局の方から御答弁申し上げておりますので私から答えなくても結構だと思いますので、企画部長並びに、その後御質問があると思いますけれども、総務部長からお答えをさせますのでよろしくをお願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

私の質問の内容はよく御理解いただけないというふうに今思いましたので、改めて質問をします。よく聞いておってください。

市民が市に提出する書類等において、いろいろな過ち、もしくは事実と異なる記載がされている場合は、即座に市民の方々に対して書き直しを求められます。本市におかれては、そういう書類の中に過ちがあった場合においては、正しい文章に差しかえてそれを保管するのがしかるべきかと思っております。後日、いろいろな問題が提示されたり、いろんなことがあった場合において、その書類が、本来間違っている書類があたかも生き物のように活動をし出す、そういうことを恐れての質問でありますので、前の回答がどうのこうのということではなく、前の解答に従って、文章を正しく定めるのがしかるべきではないのかということをお聞きしたのでありますので、よろしく御解答のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長、藤原君。

市長（藤原 勉君）

何度も申し上げますように、過去のいろんな問題があった、その都度御答弁を申し上げて、経緯等も十分経過説明をさせていただいております。その件につきましては既に了解は終わっているというふうに思っておりますので、私の方からは答弁は差し控えさせていただきます。一般論での御質問につきましても、発言通告で詳細の御説明はございませんので発言は控えさせていただきます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今、ここに持ってきました、これが要するに問題の覚書なんです。それでここに覚書の中に、市長と組合長との契約についての覚書が記載されているんです。それに対しての解答は、行政の方も、また市会議員も、また署名された当の本人もこの組合名は間違いであったということを認めておられます。そういう書類があたかも正しい書類のごとく、今、市に保管をされている、そういうものに対して差しかえる用意があるのかということをお尋ねしているわけです。ですから、今、市長さんが言われる、過去においていろいろな回答をいただいていることを頭に入れて、その解答をここに正しく書かれてはどうかと、そういうものを保管するのがしかるべきではないのかということをお尋ねしているわけです。

また、提出した文書の中には契約書もあります。契約書の書面にもいろいろな肩書が書かれています。この肩書も事実と異なる肩書である。そういうものがあたかも正規の書類のごとく生きていくということはいかがかと思う。ですから、そのことをよく理解している人たちがいなくなった後日において、その書類が何らかの形で必要となったときに、また間違った書類そのもの、間違った記載が生き物のようのごとく、生きて皆さんに配布される、また市民の方に間違って配布をされるということがあってはいけないということで質問をしておるのでありますので、もう少しまじめにお答えをお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

何度も申し上げますように、その件につきましては、当時そういうことがあったということは全部報告をして、そしてもう御理解をいただいて済んでおる問題でございまして、もう既に有効に成立している事実ばかりでございまして、この際あえてどうのこうのというところまで踏み込むつもりはございません。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

市長に少し小言を言わせてもらいます。

あなたが市長選に出る前に、複数の議員の前で、この長屋の問題は皆様の御理解のいただけるようにきちんと解決をするということを約束されました。そして今、市長の席に座っておられます。そのことにおいて、私は市長が、今、何をしているのかということをお尋ねするのではなく、文章というものは、書類というものは、どこまで行っても正しい文章にして保管をしておかなければいけないのではないかということをお尋ねしているわけです。そのことがずっとわかるなら結構なんです。この契約書の中においても、私にいただいた答弁書と内容とが違ふものが結構あるんです。強いて言うなら、この覚書の中に書かれている内容において、旧堤防敷地の残地については、糸貫町と糸貫川共有地廃川地管理組合がそれぞれ2分の1の権利を有すると覚書に記載されている。そして、私が

答弁を求めたものにおいては、この内容が旧堤防敷地の残地においては、糸貫町と糸貫川北部の組合、要するにここに書かれている組合の下部組合と2分の1の権利を有するという御解答なんです。資料を見てもらえればよくわかります。そうすると、この覚書に書かれていることが事実ではないということになってしまう。そういうことが市民の方々に、この覚書だけではなしに、そういうことがある場合はどうされるのかということを知りたいわけなんです。これがもう済んでしまったから、もう後はいいでしょうと。間違っただけで済んでしまったから、結果としてはもう済んでしまったからそれでいいでしょうと、そんな無責任な解答がいいと思うんですか。市民から大事なお金を預かって、この覚書にしても契約書にしてもいろいろな問題について市民からいただいた大切なお金を、何億というお金を使っているんですよ、それが書類が違っておった、間違っただけだけれども、もう使ってしまったから書類を一々直す必要がないなんてばかな解答がどこにありますか。もう一度、解答を求めます。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

何度も申し上げますように、既に適正に処理されているというふうに理解しておりますので、この件につきましては何度お尋ねをされてもそのままでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

ということになれば、わかりました。今後、間違っただけで書類が提出されて、それが施行された場合においては、本市においてはそういう書類は一切直さないというふうに理解してよろしいんですね。お願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それは将来にわたっての話ではございません。過去のことにしましては以上のおりでございます。将来にわたりましては、またそのケースバイケースでまた考えていくことになるというふうに思っております。ただ、先ほどから御質問にございます糸貫町時代、そしてまた新市になりましたからの以上のような話につきましては、その都度、前市長、その当時の担当部長等々から議会にも御報告させ、そして議会でも議決をいただき、そして了解もいただいておるということでございまして、あえてそれ以上のことを私の方から踏み込んでお答えする必要はないということでございますので、先ほどから申し上げておりますように、今後いろんなお話がございまして、それ以上のお答えは差し控えさせていただきますので、以上でもって終わらせていただきます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。これ、もう5回終わっております。

2番（鏝本規之君）

それでは市有財産の販売について、お伺いをいたします。

今、書類の云々のことに関しては、百回お答えを願っても、同じようなお答えしかできないことは百も承知でお答えを願っております。まあ、市長さんのつらい立場もよくわかっておりますので、御容赦のほどよろしくお伺いをいたします。

次は、市長さんみずからが契約をなされた、土地の、市の財産のことについてお伺いをいたします。

ここに書いてあるとおり、市有財産のあれなんですね。資料がないのでわからないと思いますけれども、皆さんまたよく見てください。私の事務所に来ていただければ幾らでも資料があります。

それで、この中に契約書が当然なされているんですけども、この契約においては堤防敷地の売却だと伺っております。そして単価の方も約5万強というふうに伺っております。けれども、この堤防敷地というのは、今質問をしたように堤防敷地の残地については市が2分の1の権利を有し、また、今まで耕作をしておった人、何十年前、沖縄返還以前からその土地を一生懸命に耕作をしておった人たちに権利が2分の1あるよというようなことがうたわれております。にもかかわらず、この契約においては、そういうことは一つも記載をされていませんし、また市民の方の得られるであろう権利が何らそこにくみされていなくて、土地鑑定士の言われた値段がそのまま土地の売価としとて売り買いに適用されております。この問題一つとってみましても、ここに長年住まわれ、その土地をお守りしておられた人たちの権利がどの程度あるのかの御説明をお願いしたい。また、ないとするなら、何をもってなしとされたのか、またこの契約における細かい明細の説明をお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島君。

総務部長（中島治徳君）

それでは、売り払い人と買い受け人の権利についての御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

この件につきましては、平成21年12月3日の一般質問で、当時の総務部長が先ほどの経緯につきましてもお答えしたとおりでございます。権利につきましては、買い受け人にしかないと考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思っております。以上、回答とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鰐本規之君）

長年その土地を開墾し、また管理をしてきた人たち、土地の名義はたまたま本巢市にあるかと思えますけれども、その土地を本巢市の名義になる以前から管理し、昭和49年前後にその土地が本市に払い下げをなされた。けれども、そこには耕作権を有する人、また居住権を有する人がおられたと思う。そういうことをかんがみて、この前に質問をした覚書の中に書かれている多目的広場として買われた長屋の廃川地、その土地とどこがどう違うのか、長屋の廃川地を管理していた人たちにおいては5万円という権利が認められ、同じようなところで住み、開拓をされたこの土地を買われたA氏においては1円の権利も認めていないということにおいての矛盾を問うているわけです。権利がありませんと言うのは、何を持って権利をなしとされたのか、長屋の人たちの百数十名との違いを明確にお答えをお願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

今の御質問につきましても、平成21年12月3日の第6回定例会におきまして、前総務部長からお答えしておりますとおり……。

〔「どういうふうに答えたの、言ってみなさい」と呼ぶ者あり〕

浄水池より北の部分については、もう既に清算が済んでおりますと。また南につきましても清算地はございませんということで、かいつまんでですが、そういう御答弁をさせていただいておりますので、以上をもちまして御回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鰐本君。

○2番（鰐本規之君）

その問題はどのように解答したのか、また前においてその問題は地主との解決をしておるということでございますけれども、地主の人は本当に納得をされているのか、そのときの質問の中において、その地主の人が有する権利をきちんと明確に説明をされたのかということをお尋ねした覚えがあらうかと思えます。それに対して、そのような説明がなされていないような解答をなされたと思うけれども、私の記憶違いであるとするなら、その点についていま一度お尋ねをいたします。どのような権利があるのか、ないのか、当事者において説明をなされたのか、またそれと類似する、今、堤防敷地の残地においての使用料をいただいている数名の方々においても、同等の権利を有すると思っております。そういう人たちに対しても、市民の方が当然得られるべきであらう権利をお教えしてあるのか、説明がしてあるのかもお答えを願いたい。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは12月3日の一般質問の前総務部長の解答ですが、平成10年1月の旧糸貫町全員協議会において堤防敷地の払い下げの処分について協議がなされてきた経緯がございます。また、現況は道路としての機能を既に喪失しておりまして、将来にわたってもその機能を回復する必要がないとして判断しておりまして、議員御指摘のように平成20年6月9日に行政財産から普通財産に衣がえいたしまして移管をしておりまして、当該土地の利用者から普通財産としての売り払い申請がございました。これを受けまして、本巢市公有財産及び債権の管理に関する規則及び本巢市普通財産売り払い事務取扱要綱によりまして不動産鑑定を行いまして、両者納得のもとに、それとまた実測を行いまして、平成20年7月2日に売り払い契約をしたものでございます、という答弁をさせていただいておるところでございます。また、占用路につきましても、関係者から理解をいただいておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

よくわかりませんですね。それじゃあ、改めてきちんと聞いておきます。明確に答えてください。今、本市が堤防敷地において、使用しておる数名の方から使用料をいただいている。その人たちに対して今後払い下げをする場合においては何の権利も有しない、固定資産税その他もらっていないからというような形かもしれませんけれども、何十年という長い歴史の中で耕作して、また使用しておる人において何の権利もないということを明確にお答え願ひたい。そして、土地は土地鑑定士が定める価格でしかお売りすることはできないというふうにお答えを願ひれば幸いだと思ひております。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それ以降につきましても、12月3日の一般質問で総務部長がお答えしておりますとおりでございます。また、それ以外の道路占用料等権利関係につきましても、現在損害賠償履行請求事件の係争中でございますので、答弁につきましても差し控えさせていただきますと思ひます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

議長に一言言っておきます。私の質問している内容と答弁とは非常にかみ合わない。そして5回という回数を決められるところと、また時間も刻々と下がっていくこと、私にとってはこの30分という時間は大変貴重な時間でありまして、その時間を無意味に過ごされるような解答に対して議長としてきつく指導するようお願ひをいたします。

議長（遠山利美君）

わかりました。それなら、できるだけ的確にお答えください。

執行部の方、お願いします。

〔「回答のし直し」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（中島治徳君）

先ほども申し上げましたように、道路占用料の権利関係につきましては、損害賠償の履行請求の事件が係争中でございますので、答弁については差し控えさせていただきます。また、坪当たり単価につきましては、その当時、不動産鑑定を行いまして、双方納得の上で契約をしたものでございますので、以上、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

議長、本当に時間が、とめて欲しいと思っておるぐらいなんですけれども。いいですか、この最初に指摘した市の財産である堤防敷地を買われたA氏は、長年にわたってこの土地を管理・運営してきたわけなんですよ。これ普通で行くなら、多分、ただでいただけるんじゃないかと思っているわけです。堤防敷地という名前と河川敷という区別の違いだけなんですよ。ですけれども、そこを管理・運営していた、住んでいた人は、堤防敷地なのか、そうでない河川敷なのかの区別はそんなに明確になかったと思うんです。同じようにそこで一生懸命生活をして、その土地を耕作をしていた。片一方は、その土地を権利として5万円の権利が認められた。9年前ぐらいは9万円という権利で認められた。今回、藤原市長になったら、その権利は一銭も認められていない。前よりも高い価格で買わされる破目になった。それが当事者であるA氏が本当に納得をしてこの土地の売買に応じたのか、これは疑問であります。また、その人のことを聞くわけにもいきません。名誉にもかかわりますので。ただ普通、常識的に考えて、そんなことは納得されるとは思いません。また、今指摘のとおり何名かの人が同じ状況にあります。今は使用料を払ってその土地をお借りしております。市から。ですけれども、その人たちもいずれは自分の名義にするであろう、またそういうふうに指導すると解答を願っております。そのときに、坪当たり5万円強でその人たちにお売りするのかということを聞いておるんです。そのことを答えていただきたいと言っているのに、ちんぷんかんぷんの答えですから、私の質問時間も、同じ回答、同じことを言っておるんですから、そういうことも含めてきちんと答えてください。あなたが答えられなければ市長さんが答えていただいて結構です。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

お答えを申し上げたいと思いますけれども、今、先ほどから総務部長がお答えをしておるとおり

でございます。前のときの5万円で云々というのは、そのときのことでございます。それから、将来これからどうするのかという話も御質問にございますけれども、今、使用料を取っておる方々との間で訴訟問題が起こっておりまして、この件につきまして、これはまた適正な、いわゆる決着をみた段階で、また議会の方に御相談をしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、前にやられている契約はもうそれで有効だというふうに私どもは理解しておりますし、また今後の将来につきましては、それぞれ今裁判の結果を見ながら、またどうするかということは進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今、市長の方からやっぱり7名ぐらい見えるのかな、使用料を取っている人、その人たちとの訴訟問題が起きておるということなんですけれども、どういう訴訟問題が起きているのか私たちの方には報告がなされていない。一度御説明をお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

藤原君。

市長（藤原 勉君）

先ほどの7名の方との訴訟問題ではなくて、7名もの方々のいわゆる使用料の問題について訴訟が起こっておるので、その結果を踏まえて、また今後そういうことをやっていくというふうになっております。その訴訟の相手方は、ここで申し上げなくても、私の口から言わなくても、相手がかたかということ、もうわかっていることでございますので、結構でございます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

私の住民訴訟のことを指して言っているんですか。これは議長、ちょっと時間をとめてもらわないかん。説明せないかん。このことは、勘違いしている。住民訴訟は地代をもっと前から取りなさいよと、どうして使用料をもっと前から取らないんですかということの訴訟なんです。この訴訟と、今後その土地を買うときに、売るときに幾らで売るかという問題とは全然違う話じゃないんですか。すりかえはやめてください。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

ですから何度も申し上げているように、その今の賠償責任の訴訟が起こっていますので、その結果を見てから、今後、前と同じかどうするのかということは、先ほど申し上げたように皆様方にお

語りしながら進めていくということでございますので、何度言っていただいても、それだけのことでございます。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

それでは一つだけお伺いをしていきます。確認というのかな。

土地を売られるとき、またこのA氏に土地を売られたとき、売った後でわかっただけのことであって、売られる前は皆さん誰も知らないわけですよ。売っちゃった後も知らないわけですよ。たまたま私のところに愚痴が入りましたからわかっただけのことなんですね。

市の財産を処分するときには、金額が大きくても小さくても、市長さん、市の財産を処分する、またそのお金を使うのは私たちの税金なんですね。それを市民の代表である市会議員に報告をしてもらえるとありがたいですね。勝手に売ってしまって、勝手に高いだ安いだなっちゃった。もう売っちゃった後だから知りませんよなんて、そんな無責任な解答は今後しないようによろしくお願いいたします。

それから総括的な質問になるかと思いますが、先ほども結果として、もう物事が済んでいる。このこういう書類に対して名前が間違っているよと、この中にも土地売買契約書の中において土地について所有者何のたれべえと書いてある。これが法律で定める中においては、もともとが糸貫町名義である以上、土地の所有者は糸貫町なんです。どここの組合とか、何のたれべえさんとか、そういうことはあり得ないんです。行政に携わる中において法律に基づかないような契約をすることがいかがかと言うことで差しかえをした方がいいんじゃないんですかと提言をしたわけです。

また、私もいろいろな裁判の中において、今回のこの問題においても最高裁からの一つの提案としてなされた言葉が、無償譲渡の決議がなされていない以上、法的には本巢市名義である以上、地主は本巢市であると。たまたまそこに耕作権を有する人がいる、土地が市の名義である以上、その上にある土地の権利者、耕作権を有する人の権利を売り買いをするのが正しい表示である。そのようにするのが正しい契約であるというような助言をいただいております。そういう中において、もしこの書類を、また契約書を直すとするなら土地の所有者ではなくて、耕作権を有する人というふうに書くのが正しい、また法律に基づいた書類ではないかと思っているわけです。そういう法律を守らないような書類を、また契約をなすことにおいて、市長さんの考えをお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

何度もお答え申し上げますとおり、その最高裁云々ということは、私どもは今熟知をしておりますので、それについてのコメントは差し控えさせていただきますけれども、既に一番最初のお答えを申し上げましたように、この長屋の土地のもろもろの問題、すべて今まで何度もお答え

として、その都度御説明を申し上げてきておるということでございますので、何度お話をいただきましても、それ以上の答弁はございませんし、今また裁判の云々というのは私どもが、市が当事者ではございませんので、最高裁云々というのはコメントは差し控えさせていただきます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

市長さんの答えは大体わかっているからいいんだけど、基本的には要するに最高裁の判例として、また法をつかさどる者として名義が本巢市である以上、地主は本巢市ですよと言っているんですよ。そこに権利を有する耕作権、作離れ料、売るとした場合ね。そういうものが発生している土地ですよ、ですから正規の文書においては、作離れ料、何のたれべえ幾らというふうの契約がしかるべきだということを言っている。また、今言われるように最高裁の判断は承知しておりませんと言われるけれども、資料でちゃんと出してあります。これは何百年先でも資料として出てくるものです。ただこれは意見ですから、これが絶対じゃないんです。最高裁の判例も意見として、その意見に対してどう思いますかということを開いただけのことであって、済んじゃったことはすべて知りませんなんてさみしい解答は非常に残念でございました。今までの回答の中において、覚書の中においても、またこの覚書の肩書が違っておったよと、遠山氏が言われる、ああ私の勘違いでございました、ああそうですかということは皆議会も認めているんですよ。当の本人も認めている。その中で物事が進んで行っている。だけれども、この中で資料として提出した中に、またここに土地売買契約書があるんですよ。見てのとおり土地売買契約書が。この地売買契約書の中にはまた土地の所有者と書いてある、ここは今指摘したからいずれ考えてもらえれば結構なんです、土地の所有者、長屋共有地管理組合と書いてあるんですね。長屋共有地管理組合とはどこを称する組合なのかお答えをお願いします。大事な契約書ですから間違った名前は書いてないだろうと思うんだけど。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

すみません、議員。それ、資料の何番目の資料でございますか。

○2番（鏑本規之君）

2番だと思うんだけど。

○企画部長（高田敏幸君）

それではお答えしたいと思います。

平成9年のときの土地売買契約書でございますね。これは、この契約書の内容から聞きますとこれは上部だと思います。

〔「上部の正式名を言ってください」と呼ぶ者あり〕

糸貫川共有地廃川地管理組合だと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

それではその次の提示してあるこの承諾書に記載されている長屋共有地廃川地管理組合長、遠山利美と書いてあるんですが、これも今言われた上部組合の組合長を指すものですか。お答えをお願いします。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

この承諾書につきましては、平成19年12月18日の一般質問、当時の総務部長が答弁したとおりでございます。所有者が間違っていたということで陳謝しております。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

間違っていたということがわかった場合においては、差しかえをしているわけですね。新しいものに差しかえているわけですね。今、市に保管されている文書も間違っていることがわかっていてもそういうものに対しては差しかえをしないというふうに解釈をしていいかと思っております。また、正式名で書かれていない契約書においては、これからきちんとした正式名で記載をするようにお願いをしたいと思います。当然これからは契約においては市長さんが契約をされると思う。本人が本当は知らなくても判こをポコポコポコポコ押かれちゃうというのが本音かもしれんけれども、よく肩書を、間違えたままの肩書でまた残っていくと、今市長さんが答弁されたように間違っただままで、私が市長となっておったらどうにもなりませんからね、それと一緒に、肩書のきちんとした、正式な名称でいろんな契約においても書かれることを望むし、またそういう名称が紛らわしい場合においては、きちんと当事者に正すように、また当事者の人も自分の名称がころころころ変わるような名称で記載をされないようにお願いをせないかんですよ。それが行政に携わる者として、また後世に残る書類に名の残る者の責任として当たり前だと思っております。そういうことを含めて最後に市長にこれからのこういう書類に対してのお考えをお聞きして私の一般質問を終わりたいと思っております。時間が来ましたので。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

長々といろいろと御指摘をいただきましてありがとうございます。

最後の方の書類の件につきましては、そういう今後、今後ですけれども、今までも私どもは十分に注意をしてきたというふうに思っております。これは公務員のイロハの原点でございますので当然だというふうに思っておりますし、それからこれからも当然そういう気持ちで法令をしっかりと重視しながらやっていくというのは当然のことでございますので、これからも法令をしっかりと守りながらやるということでお答えとさせていただきます。

○2番（鐔本規之君）

では、終わります。

○議長（遠山利美君）

暫時休憩します。10時25分から開会しますので、よろしく申し上げます。

午前10時05分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、4番 船渡洋子君の発言を許します。

○4番（船渡洋子君）

通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

既存住宅への住宅用火災警報器の設置促進について。

住宅火災で亡くなる方の半数以上が高齢者で、その原因の70%が逃げおくれによるものと言われています。万が一火災が発生したときの早期発見、延焼防止、被害の軽減のため、平成16年の消防法改正により、住宅用の火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅は平成18年6月1日より設置が義務づけられ、既存の住宅については1年後の平成23年6月1日より設置することが義務づけられました。火災の対策として重要なことに、初期の通報、そして消火器の設置とその活用、防災品の普及などが上げられます。住宅用火災警報器は、家庭内で発生した火災をいち早くキャッチして警報を発する装置です。初期の通報に大いに役立ち、火災からの逃げおくれを防ぐための威力を発揮します。警報器を購入する手間や取り付けが大変との理由で設置が浸透していないのが実情であります。市営住宅の設置はすべて完了していると聞いておりますが、本巢市における普及率はどの程度でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、お答えさせていただきます。

住宅用火災警報器の設置促進についてお答えさせていただきたいと思っております。

住宅用火災警報器の普及率につきましては、市内全体でのデータはございません。本巢市消防本部が消防団、女性防火クラブ、自治会、PTAなど10団体543名を対象にいたしまして設置状況の調査を行った結果でございます。その結果につきましては、普及率は35.73%ということになっております。これにつきましては、平成21年12月から本年6月までのデータでございます。

以上、御回答とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

この火災警報器というのは、義務づけられてはいますが罰則がないということで、自然に普及するというのは大変難しいのではないのでしょうか。そういう点で、市として具体的な普及率アップの取り組みは考えておられますでしょうか。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、普及率アップのための市の具体的な取り組みについてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、新築住宅につきましては平成18年6月から、既存住宅につきましては平成23年6月から設置が義務づけられたことを受けまして、3年前より市内約100世帯の緊急通報システムを設置しておる高齢者宅へ女性消防団員が出向き、火災予防指導を実施しているほか、広報紙への掲載によりまして設置を呼びかけてまいったところでございます。

今後とも普及率向上に向けまして、本巢市消防事務組合と連携を密にしまして、広報紙による啓発や、自治会、女性クラブなど各種団体における講習会や訓練、また各種イベントの開催時などにおきまして設置を呼びかけてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

[4番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

先日、消防庁へ行きまして、この警報器のパネルを見せていただきました。大変わかりやすく、必要なものだということがさらに訴えられるといいますか、そんな思いで帰ってきましたので、イベントとかそういったときにぜひともそういったことも行っていただけたらいいのではないかと思います。また、CCネット等も活用してそういった大切さ、設置が義務づけられたということももちろん重要ですけど、いざというときに逃げおくれの防止に役立つというその辺を強く訴えて、そういったことも行っていただきたいというふうに思います。

そこで、今高齢者のところに説明に行ったというお話がありましたが、高齢者、また障害者、そ

して要介護者の方、自分ではなかなか取りつけられない方への助成といえますか、そういったことはどのようにお考えでしょうか。費用がかかることに加え、取りつけることに不安があるというふうに思いますが、購入や設置に関する助成制度の考えというのはどのように考えておみえか、教えてください。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、高齢者、障害者、要援護者の助成制度につきましてお答えさせていただきます。

既に設置がなされている世帯もございまして、自治会によりましては、市からの自主防災活動事業補助金を活用しまして住宅用火災警報器の購入助成や、高齢者、障害者など、災害時要援護者宅への設置活動を行っているところもございまして、したがって、市といたしましては新たな助成制度を創設することは考えておりませんが、既存の自主防災活動事業補助金を活用していただきまして、それに伴う啓発をしてみたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

今お答えいただいたように、ある自治体では一括購入といいますが、紹介をして、よりいいものを一括で購入すれば割安で購入ができるという方法を自治会等でとったり、またその設置については、高齢者の方は天井に取りつけたりするわけですからなかなか難しいということで、取りつける人がシルバーとかそういった人を準備して、申し込みされた方には取り付けに行くというようなことを進めているところもあります。今後、本巢市においてもこのままでいいというふうには思ってみえないと思いますが、やはり少しでも多くの世帯が警報器をつけ、危険な火災から守っていくという方向へ進めていただきたいということを要望して、1番目の質問は終わらせていただきます。

2点目ですけれども、救急医療情報キットについてでございます。

最近「安心・安全は冷蔵庫から」等の見出しで各新聞に掲載されています。救急医療情報キットとは、筒状の容器に「ここには医療情報キットがありますよ」というステッカーを張って、そしてその中にはかかりつけの病院とか、持病とか、医療情報を記すものを書いて、また4番目には避難方法やふだんいる部屋の位置などを記すシート、これは何かあったときの場合ですけれども、そういったことを書いたものを、こんな手づくりでやっているところもあるんですけれども、これはペットボトルにただテープを張っただけで、この中にそういった情報を入れて冷蔵庫の中へ置いておくといったことが、今行われています。

高齢者や障害者、健康に不安のある人の安全・安心のための医療情報を入れたキットを冷蔵庫に保管し、救急通報時に駆けつけたとき、救急隊員がその情報を生かし、迅速に適切な救命措置をす

るといふ仕組みで、簡単にできる万が一の備えとして注目されています。情報キットの中には、先ほども言いましたように、かかりつけのお医者さんや持病、また医療情報、緊急連絡先、お薬手帳のコピーなど薬剤情報、保険証のコピー、本人確認の写真などを入れておきます。活用法は、救急情報により救急隊員が駆けつけたときに、冷蔵庫の中の医療情報を確認、情報をもとに措置するという流れです。ひとり暮らしの高齢者の安全確保の観点からも導入を提案し、本市のお考えについてお伺いいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野明君。

健康福祉部長（浅野 明君）

緊急医療情報キットということでございます。この緊急医療情報キットは、ひとり暮らしの高齢者などが救急車を呼んだ際、救急医療機関への適切かつ迅速な搬送ができるよう活用されるものと認識しております。

本市では、在宅福祉サービス事業として、65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象にいたしまして、本巢市消防本部に通報できる機器を貸与する緊急通報体制支援事業を実施しております。この通報システムは、その個人の血液型、病名、かかりつけ医療機関名及び連絡先等の情報をあらかじめ登録しておくことで、通報時に迅速な対応ができるものとしております。また、社会福祉協議会から委託されました老人クラブ会員による友愛訪問活動事業もあわせて実施しております。ひとり暮らしの高齢者等が安心して安全な生活を送ることができるまちづくりに取り組んでいますので、よろしくをお願いします。

今後も現行の在宅福祉事業、高齢者サポート事業を推進していきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

本巢市には緊急通報システムというのがあって、そこに登録している人は、万が一のときに、救急車がそこのお宅へ着くまでにその方の情報がすべてわかった上で救急車が行けるというシステムになっているということをお聞きしました。本当にすばらしいことだなあというふうに思ったわけですが、しかし、その緊急通報システムのないお宅、またひとり暮らしでなくても、昼間1人というお宅もあるかと思えます。そこへ行ったときに、周りにだれもいなかったときの用心といいいますか、そういったことも考えていくべきではないかというふうに思えます。これは決してお金がかかるわけじゃありませんので、ただ手間がかかるかなというふうには思えます。そのときだれかがいるとは限りません。「あなたにかわって大切な命の情報を伝えます」ということで、ある自治体がこういったものをやっているということもお聞きをしました。そういった意味で、これがあるから

もうそれでいいんだではなくして、あらゆる点から少しでも安心・安全を守っていけるようなことを考えていくべきではないかなというふうに思います。民生委員の方やまた地域包括の方、先ほど言いました友愛訪問といった方とそういった高齢者の方とのコミュニケーションをとりながらそういった記帳作業をして、そして高齢者ばかりじゃなくても、北方町はカレンダーか何かの少し余った余白にこういったことを書き込めるようなものを全戸配布して、それをしっかりとっておこうねと、何かそういうふうにしたということをお聞きしましたが、そういった何かあったときの備え、この人はこういう持病があるんだな、この人はこういう薬を飲んでいるんだな、じゃあこれはやっちゃいけないなとかというようなことがわかるものを、それぞれの家庭に置いておくというのも大切な安心・安全、防災につながっていくのではないかなというふうに思いまして、今後また検討をしていただけるよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

続きまして、5番 白井悦子君の発言を許します。

5番（白井悦子君）

それでは、通告によりまして順次質問させていただきます。

始めに、病児・病後児保育についてでございます。

今回の補正予算に病後児保育事業の予算が計上されておりますが、このことに関して御質問をいたします。

我が国におきましては、女性の社会参画と晩婚化等により出生率の低下が進行しています。現在の人口を保つには、一説によれば、合計特殊出生率2.1人が必要とされておりますが、平成16年度の場合は1.29人と少子化傾向が進んできております。少子化の原因といたしましては、価値観の多様化、仕事と子育ての両立の難しさなどいろんな要因がございます。

昨今、私のところへ若いお母さん方から相談に乗ってほしいということがございました。もちろん病後児保育等についてでございます。できれば協力してほしいという御依頼がありました。そのお母さん方の中には、本巢市にその制度がないことから、岐阜市の病児施設をすべて実費で利用しているとのことでした。早速市長さんに、病児の対応でお困りのお母さん方のことを船渡議員ともどもお伝えに参りましたところでございます。

5月末になりまして、本巢市の「病児保育園を考える会」という会から連絡がありました。本巢市でも病児保育に取り組んでいただきたいとの要望書が集まりましたということで、私のところへ届けられました。その署名者数3,364人に及び、大変驚いたところでございます。私も必要な施策だとは感じていましたが、他市に比べ比較的核家族化が進んでいない本市においては大変多くの方が望んでおられることを再認識させられ、要望書を整理いたしまして、早速市長さんにお届けいたしました。

6月に入りまして、今議会の開催に際し、補正予算に関しての記事に病児保育のことが書かれておりました。その記事を読み、私も心から喜んでおります。人口40万人余りの岐阜市で病児保育施

設は4ヵ所であり、人口3万ほどの本市で病児保育に取り組まれたことは、市長さんの子育て支援の姿勢に感服いたしております。

そこで、通告させていただきましたとおり、市長さんに要望書についてどのように感じられ、また導入されたのか。この制度の施設に対する考えをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（遠山利美君）

答弁を市長 藤原君に求めます。

市長（藤原 勉君）

それでは、御質問にお答えを申し上げたいと思います。

当初、この御質問につきましては、既に予算を計上しているものですから、担当部長の方から御説明と思っておりましたが、今、私にということでございますので、急遽お答えをさせていただきますと思っております。

議員の方からお話もございましたように、子育て支援の一環ということで、病児・病後児保育の問題というのは、かねてより議会でも、前市長の時代から何度となくこの議会でも質問され、その都度お答えを申し上げてきたところでございます。そのときには、市単独ではなかなか設置費等々、それから利用者の数等々から難しいよと。やはり広域でやることが望ましいんじゃないだろうかというお話もさせていただきましたし、また、これには市の医師会の全面的な協力がなければできないということもございまして、そういう答弁をさせていただきました。そういった中で、今回、県の方で、そして広域利用という仕組みが考え出されたというんですか、そういうのが出てまいりまして、病児・病後児保育の設備のない瑞穂、本巢も、既に設置されておる北方とか、岐阜市の施設、山県市もございませんけれども、山県市も岐阜市、北方等との提携をして進めておるといふ、新年度からスタートしたというお話もお伺いをいたしまして、私どもの本巢市もやはり広域でこれからやっぱり考えていかなきゃ行けないなと思っておったやさきに、前回の全協の場でもお答えを申し上げましたように、3,000人を超すお父さん、お母さん、関係者の方々から要望書もいただいたということで、今回ちょっとおくれればせながら、7月から広域の枠組みの中に私どもも入らせていただいて、働くお父さん、お母さん方の子育て支援の一助になればということで進めさせていただくということで、予算計上をさせていただいたところでございます。

将来的には、今後またいろいろ課題もあろうかと思っておりますけれども、でき得ればもっともっと広域に使えるようにということで、できれば市内にそういうこともできて、そして広域で使えるようなものが今後、将来そういうことを検討できれば大変ありがたいなと思っておりますけれども、順次岐阜市、北方に続いて、もしお近くのところで、私ども本巢市のお子さんがどこか近くの市町の方に行かれるということであれば、そういった市町も、今後対象拡大ということで考えさせていただくということ。いずれにいたしましても、病児・病後児保育は、大変子育て支援の中でも今後重要になる課題だというふうに思っておりますので、今後もその拡充についてしっかりとやっていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、今後、お父さん、お母さん方の子育

て支援に苦勞のないように、そして悩みのないように、そういった各種の支援策を考えながら、将来の本巢市を担う子供たちの育成というのにしっかりと貢献してまいりたいというふうに思っておりますので、お答えとさせていただきます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

臼井君。

○5 番（臼井悦子君）

ありがとうございました。大変この措置につきましては、広域導入に入る前の早急の施策として市長さんに対応していただきましたことを心から感謝申し上げます。

それでは、次に福祉部長にお尋ねいたします。

現在、他市への施設利用状況はどのようになっていますか、御報告していただきたいと思えます。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

健康福祉部長（浅野 明君）

現在、他市への施設利用状況でございます。これにつきましては、隣接市町で、岐阜市と北方町に現在利用がございまして。平成20年度の利用実績で見ますと、岐阜市が4施設で83人、これは延べ人数でございます。そして、北方町が1施設で29人と。平成21年度は岐阜市が100人、北方町が39人、それぞれ20%、あるいは34%の増ということでございます。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

臼井君。

○5 番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

本巢市民の中には、この制度について御存じない方、よく理解されていない方が多数いらっしゃるかと思います。

そこで、この制度の利用資格、利用方法等について、また今後の市民への取り組み体制について再度福祉部長さんにお尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

健康福祉部長（浅野 明君）

今後の支援への取り組みということでございます。今回、7月に広域連携実施市町との利用を図るために、前年度利用実績のあります岐阜市及び北方町と協定を締結し、支援の体制を図るということにしております。

また、今後につきましては、先ほども市長が述べましたように、利用者のニーズを視野に入れな

がら、広域連携市町の拡充を図ってまいりたいと考えております。現在、県内には16の実施市町がございます。その中で広域連携をしているのが5市町ということで、岐阜市、そして大垣、羽島、海津、北方というところが広域連携を実施している市町でございます。今後につきましては、こういったところとの拡充を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔5番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

白井君。

○5番（白井悦子君）

ありがとうございました。

最後に、次代を担う子供たちが心身ともに健やかに育つために、子育ての楽しさ、子供の限りない可能性を社会・地域が共有することが大切だと思われまひます。そして、親と子に優しい子育てのための社会環境づくりを、本市においても広域市町、近隣市町とも連携をとりながら、積極的に取り組んでいただけることをお願ひいたしませ、1回目の質問を終わります。

それでは、二つ目の質問に入りたいと思ひます。

図書館の利用についてでございます。

質問理由は、本年が国民読書年であり、各図書館・図書室と市民の読書環境を推進する必要があると思われまひましたので、この質問をさせていただきます。

最近、国民の活字離れが進んでいると言われております。実際に、1996年をピークに年々その傾向にあるという書籍や雑誌の販売数からのデータでもございますが、そのようなことを言われております。平成20年6月に衆議院本会議におきまして、国民読書年に関する決議がなされておひ、その冒頭に「文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて、心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは我々の重要な責務である」と記されておひます。読書の価値を見直し、意識の啓発を目指して2010年を国民読書年と定められました。岐阜県においては、平成20年12月に岐阜県教育ビジョンを作成し、その中で読書活動の推進について具体的な取り組みが考えられておひます。以上のような状況下におひまして、本市の読書状況、特に読書年としての啓発はいかがなものか、お尋ねいたしませ。

○議長（遠山利美君）

答弁を教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ただいま白井議員の方からも国民読書年のことにつきましてお話がございましたように、今年度は国民読書年ということで、国の方からも定めて、その推進を図っておるところでございます。

教育委員会といたしませは、今までにも、春の子供読書週間・秋の読書週間に市民ボランティアによる親子を対象といたしませた読み聞かせとか、そういった事業を通しませして読書啓発に努めているところがございますが、今年度、特に国民読書年ということもありませ、読み聞かせボラ

ンティアの皆様の御協力を得る中で、これは真正地域でございますが、ふれあいサマーフェスティバルのイベントにおいても、親子を対象といたしました読み聞かせを行って、市民の方々に本に対する関心を高めるべく、啓発活動を行っていく覚悟でございます。

また、市の広報紙におきましても、毎月「しんせいほんの森」の催し、そして新刊の紹介など、市民の方々に本に親しんでいただけるよう情報提供に努めておるところでございます。こういったコーナーにおきましても、有効にこのコーナーを活用する中、国民読書年の啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

臼井君。

○5番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

以前から私もいろんなサークル活動による絵本の読み聞かせとか、いろんな絵本づくりとか、いろいろ体験したことがございますが、本巢市のためにも本当にこういった推進が市の方からもやられることをお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、現在の図書利用状況について、また図書館・図書室、それぞれについてお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

図書の利用状況についてお答えいたします。

過去3年間の貸し出し利用状況を見てみますと、毎年4万5,000人を超える方々に活用していただいております。また、貸出冊数につきましても、平成21年度は年間で16万冊を超える貸し出しになっております。図書利用につきましては、市民の方々に大変利用していただいていると考えておるところでございます。

[5番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

臼井君。

○5番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

4月以降、本市の中央公民館の図書室に参りましたら、従来の図書司書の配置がなくて、読書に見えた方とか、本を借りに見えた人が、事務室に職員を呼びに来られて、貸し出しを行っているという状況でした。ちょっとしばらく行けなかったのが、大変な状況になっているということを私も行って驚いたわけなんですけど、今まで近くのお年寄りや文化クラブ活動の皆様が、特に夏休みの児

童・生徒など本当に多くの皆さんが、私の場合は、旧来より本巢町にございます中央公民館の図書室でございますが、親子連れの方など大変多くの利用者がお見えになっておりますが、そういう方へのサービスの低下ということをちょっと考えたわけなんです。図書利用の推進として、充実について市の方がどのようにお考えになっているか、その件についてお尋ねしたいと思います。この状況につきましては、4月から図書司書不在の図書室ということになっているかと思いますが、真正町にあります図書館につきましては、そこへも時折足を運んでおりますが、やはりたくさん蔵書もございます。そして、図書司書の方もお2人お見えになるということなんです。従来近いところで利用したいという方が大変多くございまして、そういう点につきましてはいろいろ考えさせられた点がございましたので、今後の図書の推進と施設の充実につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

ただいま議員さんの方からお話があった件でございますけれども、図書司書の件でございますが、本年度より図書室につきましては、将来の本巢市のことを考えました経費削減の中で、限られた財政の中で、できるだけ市民サービスの低下につながらないように、そういうことも考えながら図書司書を巡回図書司書ということで、週1回図書整理業務に当たるという方向で工夫をさせていただいたところでございます。また、施設の充実ということでございますけれども、私どもといたしましては、そういう中で工夫をしながら一人でも多くの市民の方々に図書館、そして図書室を活用していただきまして、読書の楽しみを広げていただくということで、図書室につきましては、しんせいほんの森図書館を一番の拠点といたしまして、地域の図書室との情報交流を密にしながら、市民の多様な学習活動を支えることができる図書資料の充実に努めてまいりたいという考えのもとで進めさせていただければなと思っておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

それからもう1点でございますが、今後の読書活動推進についてでございますけれども、子供たちへの読書活動の推進につきましては、学校教育におきまして、これまでも小学校での読み聞かせとか、小・中学校における朝読書の実施、そういう中で本に親しんで、子供の想像力を広める活動に努めているところでございます。市民の方々への読書活動推進ということにつきましては、先ほど事務局長が読書啓発のところでお答えしましたとおり、さまざまな本に親しむ行事の企画や図書館・図書室の催し物、新刊本等の広報を通して関心が高まるように、啓発に今後も努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願申し上げます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

白井君。

○5番（白井悦子君）

図書館の方の推進というか、施設につきましてのことは大体理解させていただいたわけなんです

けれども、現状、利用率というのは、先ほど2番の質問で図書の利用状況をお答えいただきましたけれども、やはり常時本を借りるだけではなくて、そこへ来て本を読んだりとか、どういう本があるかということをいろいろお尋ねされたり、また子供たちに読み聞かせとかそういう状況を、本当に多くの方が利用されていることを私はわかっているつもりなんです、そういう人たちが近いところでいろんな本に触れると、それが人間の未来をつくるという言葉を目にしたことがあります、読むということは人間と未来をつくる、そしてそれは本巣市のためにもなるということを切実に思っております。

これから夏休みに入りますと、隣の中央公民館の図書室には本当にたくさんの子供が参ります。それは私はよくわかっております。そういう子供たちが本を借りたり、いろいろなことをやるわけなんです、その対応に巡回図書ということで、1人1週間に1回司書がお見えになるというだけでは、多分それは整理にお見えになると思います。本を貸し出しされた後、本をそれぞれ元の位置に戻すんですが、本当にきちんとしたところへ置いていただけない方もあると思います。そういうのを従来は図書司書の方がきちっと丁寧に整理されて、次の方が読みやすい状況になっております。それが1週間に1回で、本当に充実したことになるかどうかということも懸念されますし、間近に控えた夏休みに大勢の方がお見えになると思います。私がたまたまここ二、三日前にお訪ねしたときには、公民館長がひとりでした。もう1人の職員はほかの行事があったので不在ということで、ひとりで図書司書の方からも呼ばれ、また公民館の窓口でもお客さんをお待ちになって、何か私が手伝わないかと思うくらいな状況でしたので、そういうことを考えますと、やはりこれは数字ではない。やはり読むということは大変市のためにもいいことだという結果が、本当に人を育てていくということにつながるといいますので、読書人が減らないように、私はここを切にお願いしたいという気持ちで今回の質問をさせていただいておりますが、本巣市の市民憲章の4項目めなんです、**「すすんで学び、教養を高め、文化の香るまちをつくりましょう」**ということですので、やはり家で本を読むということもしっかりですけれども、やはりたくさんの本の中から自分に合ったものを選んで読む。そして、そこに本との触れ合い、そして人が来て、人との触れ合い、そういうものを安心して気楽にできるという施設でなければいけないと思います。もちろん図書館としての設備は、しんせいほんの森しかないと思いますが、糸貫と本巣の中央公民館の中にあるんですけども、本当に素晴らしい本があります。そして、整理もされておりますので、どうか読書人が減らないように、そして子供たちが楽しんで図書室にやってこられるような管理運営を私はお願いしたいと思いますので、その辺の充実に対する、現在はこういう状態になっておりますが、今後見直していただけたら、そのようなことにつきまして、もう一度教育長さんにお尋ねしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

教育長 白木君。

教育長（白木裕治君）

ただいまのことにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げたとおりでございますけれども、本年度より巡回図書司書という形にしたわけで

ございますが、現在までのところ、今先生から御指摘がございましたけれども、職員の方からは、皆さんのお話で困っているという状況についてはお伺いしていないのでございますけれども、今のお話をお伺いしながら、この巡回図書の回数、そして、さらには公民館の職員の研修ということも含めまして、今御指摘の、市民の方々が図書に親しむことから遠ざかることのないように工夫をしまいたい、そんなふうに思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

臼井君。

○5番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

先ほど教育長さんがおっしゃいましたけれども、職員はそういう苦情は本当に言わないと思います。やはり職員は上司に従って一生懸命努力をしなければいけないという立場にございますので、行政の方針にはあまり逆らわないんじゃないかと、私の体験から思います。とにかく自分で努力をすると。やはりその努力のあらわれで、公民館の方へ参りましたら、何か職員が自分で図書室の見えるようなビデオを自分で取りつけたと言っていました。やはり自助努力をしていると思います。そういう苦情も恐らく聞いていないと思います。それは、やはり一生懸命職員がやっているから、市民の方も本当によく知っている職員ですので、あまり苦情は言わないと思います。そういうのは大変すばらしい職員じゃないかと、私も本当に褒めてあげたいところでございますけれども、やはりそれは職員にかなりの負担がかかっているんじゃないかと、これは切実に思いました。そして、今はまだまだいいですけども、もっともっとそういうことが重なると声が大きくなるんじゃないかと、もちろんこれは市民の方ですけども。私は個人的にはそういう苦情を聞いております。けれども、私も「すみませんね、頑張っ努力していますからお願いします」というふうには市民の方にお答えしておりますが、やはりそういう実態から、少しでも、せつかく今まで育ててきた図書室を有効に利用していただきたい。そして、皆さんに喜んで足を運んでもらいたいということを願っておりますので、ぜひとも今後御検討いただきまして、先ほど教育長さんがお答えいただきましたように、少しずつでもいいですから、そちらの方へ目を向けて、新たな改善をしていただきたいと思っております。経費につきましては、それはまた行政の方で考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

6番 高田文一君の発言を許します。

6番（高田文一君）

それじゃあ、議長の許可のもと、通告に基づきましてお伺いをさせていただきます。

大きな項目で3点を今回通告させていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

なお、細項目につきましても関連性がございまして、重複するような質問をするかもしれませんが、御理解をいただきたいと思っております。

最初に、幼保一元化に向けた制度についてでございますが、この幼保一元化の問題につきましては、平成18年12月に本巢市幼児教育に関する検討委員会から提言がなされました。もちろんこの提言の骨子といいますのが、17年の3月に出されております本巢市の次世代育成支援地域行動計画、今年また参加をされておまして、新しい方向性に向けて計画が立てられていると思いますが、その中でも、この計画は当然のことでございますけれども、主に地域における子育て支援、大きく言えばそんな内容の計画でございまして、その中の施策の方向性の中でも幼児教育のあり方を進めるということが一つの基本となっております、提言書が出され、さらにその提言書を受けて、平成19年12月4日に本巢市幼児教育体制研究会から報告書が提出されております。それが、お手元でございますように、私たちもこれを全協で御説明を受けたところでございます。その内容につきまして、まとめの大きな項目でございますけれども、当然のことでございますけれども、その提言書を踏まえて、幼稚園・幼稚園及び保育園のあり方について研究するということが設置がされております。

大きく三つではないかと思うんですが、幼保一元化に向けた制度について。二つ目は、施設整備の具体的な計画案について。そして、三つ目につきましては、提言を踏まえて、当然ですが市長が必要と認めた事項について、そういうまとめをされたところでございます。

これは、簡単に言いますと、提言では認定こども園制度を活用しながら一元化を進めることが望ましいという提言で、報告書はそれを受けまして、認定こども園としての認定基準を満たすための施策整備とあわせて、地域、この際、地域というのは本巢・真正というふうに表示してございますけれども、地域ごとに一元化を進めるというふうにとまとめられている報告書がございました。

そこで、先ほどの病児・病後児保育について市長の答弁がございましたように、広く子育て支援は非常に重要であるし、これからも各種の方策についても検討していくというふうにおっしゃっております、これは当然でございまして、藤原市長が20年度に初めての所信表明の中でも「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」、そして21年、22年とその所信表明の中で同じ言葉を使っておられますが、一つは大きく産業の振興、子育て支援、教育環境の整備、当然でございますけれども、21年度、22年度も多分23年度に向けても、この大きな柱の中で進めていかれることと思っております。

それから、最近、国がまとめたものがございまして、21年3月31日付で国が各都道府県知事と都道府県の教育委員会へまとめたものを出しております。それは認定こども園とも関係しますが、そのときにまたお話しするといいたしまして、その後、新聞が大きく取り上げましたが、5月17日の日本教育新聞の中でも方向性を明らかにしていきたいというふうに書いていますし、後と関連がございまして、仮称でございますけれども、こども園としても取り組んでいきたいということと、それからその後の新聞、これも5月の新聞でございますけれども、幼稚園と保育所の機能を統合する幼保一元化を新たな子育て施策の基本方針として公表されております。そういうことで、大きく国も動きつつある中で、このことを本巢市としても今後どのように進めていかれるのか、お聞きを

していきたいと思っております。

一つは、本巢、真正ごとの施設整備とあわせて一元化を進めるというふうに報告書はまとめておられるので、その後の計画について、まずお聞きをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（遠山利美君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、幼保一元化に向けた制度につきましての御質問にお答えを申し上げたいと思えます。

高田議員が今御指摘のとおり、今、国の方で幼保一元化を推進するということでお話もございましたように、施設整備等も含めて補助金給付というようなことも一元化をするというようなことで、制度設計の検討が今国の方で進められております。

そういったことから、当面その動向を見きわめて対応してまいりたいというふうに考えております。ただ、国の制度設計を待っておるといふばかりではなくて、いずれにいたしましても、基本的な方向は幼保一元化という方向で使われていくということのようでございますので、私どもといたしましても、今後整備をしてまいります本巢市の保育園等につきましては、こうした国の制度に円滑に対応できるように施設整備の方も進めてまいりたいというふうに考えております。

また、こうした国の動向にあわせまして、現在、私ども本巢市は、市長部局と教育委員会で幼児教育というものをそれぞれ分担してやっておりますけれども、幼児教育も教育委員会に一元化するというようなことで、いわゆる出生から義務教育終了まで一貫した教育が行われるような、そういった体制づくりもあわせて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、当時保育研究会等々、体制協議会の方で御提言もいただいておりますことを踏まえまして、そして、今現在の国の動きも両方兼ね合わせまして、施設整備、それから本巢市の幼児教育はどうあるべきかというようなこともあわせて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

国の動向は確かに大きな影響をしてくると思えますけれども、その中で一元化の制度を一つの目標にしながら施設整備を進めていただけていただけのようでございますが、そこで、今年度、本巢市西保育所、総合事業の中で報償費と委託料、それぞれ1,329万9,000円が計上されたところでございすけれども、そういうことで今着々と進められているかと思えますけれども、そういうことを念頭に置きながら、そういうことを目標にしながら進めていただけておると思えますけれども、その後の動向でございます。たしか予算説明時では、この統合事業については市有地というふうなお話もたしか聞いたような記憶がございますし、23年度が実施予定というふうに予算書の中でも明記し

でございますけれども、今の段階でこれがどのように進んでいるか、ちょっとお聞きをしたいんですが、わかる範囲で結構でございますけど、お願いします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本巢の保育園の整備状況につきましてお答えを申し上げたいと思います。

議員が御指摘のように、確かに本巢保育園の統合という問題につきましては、現在の土地に建て直すというお話も当初ございましたけれども、あそこは急傾斜地の指定になっておるということで、いわゆる安全上からやはりまずいだらうということから、統合して違う場所につくりたいというお話をさせていただいておるところでございます。

そしてもう一つ、先ほど議員の御指摘にもございましたけれども、各市内の保育園、幼稚園の施設の整備計画云々というところで、この本巢地域におきましては、本巢中学校の近くでというお話も出ておったと思いますし、その件につきましても近年の状況によりますと、あそこも急傾斜地の端っこになるということで、安全上も問題があるだろうということもございまして、場所をそうじゃなくて、委員会の方でたしかお答えしたと思うんですけど、全協でしたかね、いわゆる市有地ですね、そういう安全上問題ない場所で市の土地を検討にやっていきたいというお話をさせていただいたところでございます。その後の経過につきましては、また後日の全協の場でも議員の皆さん方に詳細をまた御説明申し上げたいと思いますけれども、市有地の方につきましてもいろいろまた課題が出てまいりまして、現在その場所での市有地での建設も困難かというふうに思っておりまして、そういったしますと、最終的にはこの南部地域、いわゆる南の方で新たな統合用地を探してやっつかざるを得ないのかなというような今、気持ちを持っております。

いずれにいたしましても、場所の選定等々につきましては、また議会の方にも、皆さん方にもお諮りしながら、決して単独で軽々に判断することのないように、そして皆さん方にもいろいろな案をお示ししていく中で、また決定をしまいたいというふうに思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

今、きょうの全協というお話でしたが、たしか最終の全協でお話がいただけるということでございますので、その件についてはやめておきたいと思いますが。一つは、この統合が当初は23年度というふうにおっしゃってましたんで、そういう土地の関係もございしますが、これも流動的になるんでしょうか。判断がなかなか難しいかと思っておりますけど、お聞きします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

最終的には用地の問題の手当てというのが出てまいります。いずれにいたしましても、3月議会
のときにも、耐震耐力度調査というのを各本巣市内のすべての幼稚園、保育園の結果等もお知らせ
を申し上げて、緊急性等々御説明を申し上げておりますけれども、本巣の二つの保育園につきまし
ては、地震等々では大変危惧されるということでございますので、私どもとしてはできるだけ早く
やりたいなと思っております。いずれにいたしましても、用地の手当てができないことには次に進
めませんので、できるだけ早く皆様方にお諮りしながら、場所も選ばせていただいて、そして整備
の方へ一步一步着実に進めてまいりたいというふうに思っております。ということで、年度云々は
まだ流動的なところがあり、しかし、安全・安心ということからも、できるだけ早い時期に整備を
してまいりたいという気持ちを持っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

それでは、二つ目の小さい項目、認定こども園としての計画について、重複する部分があつて恐
縮でございますけれども、お聞きをしていきたいと思ひます。

この制度につきましては、平成18年10月からこの制度が取り入れられて進められておりますが、
なかなか進んでいない状況でございます。全国的にもまだまだ非常に少ないというふうに、私のメ
モですと、認定状況20年4月現在で、全国でわずかまだ229件ということでございまして、それは
何が問題があるかといいますと、端的に言えば、文科省と厚労省という縦割りのことかなあと思つ
たり、補助金の制度の問題、手続の問題、文書化の問題等々があるように思っています。

先ほど言いましたように、21年3月31日、国が出しております「認定こども園制度の普及促進に
ついて」というこの文書が、先ほども言いましたように、全国の都道府県知事と教育委員会あてに
出しているこのまとめを見たんですが、これはあり方に対する検討委員会を起こしてありまして、
内閣府の特命担当大臣、いわゆる少子化対策大臣と文科省大臣、厚労省大臣がそれぞれ各省庁の連
携強化をし、取りまとめたのが今後の認定こども園制度のあり方、というのはこれは21年の、先ほ
ど言いましたように通知を出しています。そのまとめの中には、今まで制度として18年の10月から
制度を取り入れてきているんですが、なかなか全国的にも建前は確かにそうであっても、具体的に
進めるにはいろいろ困難なことがあつて、その大綱といいますか、幾つかにまとめをしております
が、認定こども園では普及の促進をもちろん今後続けていく。それから補助手続の一本化、行政窓
口の一本化等関係機関の連携、認定申請手続等の簡素化、それから保育者の資質向上、この大きく
五つにまとめて何を言っているかといいますと、各都道府県に促進をしてくださいというようなこ
とでございます。

先ほどの教育新聞にも出ておりましたが、認定こども園ということではなしに、今度新たに仮称

としてこども園、すべての幼稚園、それから保育園、認定こども園も含めた新システムとしてこども園として一本化していこうというふうに政府は発表したということでございます。さらに、先ほど言いました縦割り云々ということで、両省の関係部局を合わせて「こども家庭省」、これも仮称でございますけど、国のもとではいよいよ考え方をまとめて、各都道府県知事に推進をさらに進めてほしいというふうに出しています。先ほど市長もちょっと触れられましたけれども、18年の4月に本巢市も組織と業務の見直しがされておまして、こういうことまで見通されたというふうに思っています。さらに見直しを続けていくということでございますけれども、組織の見直しがされていて、着実に子育て支援に向けて進めておられますが、認定こども園、いわゆるこども園についてどのように計画を進めていくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

認定こども園の計画はどういうつくりかということについてお答えを申し上げたいと思っております。

先ほどもお答えいたしましたように、国の幼保一元化の制度設計というのが、現在全面的に進行中ということでございまして、その中に議員御指摘のように、認定こども園も検討対象になっているというふうに聞いております。そういったことから、現行の認定こども園がそのままいくというふうにはならないんじゃないかと思っております。いずれにいたしましても、そういった国の動向を見きわめて、本巢市としてどう対応していくかということを考えていきたいというふうに思っております。

ちなみに、現在の認定こども園の制度もなぜ進まないかというお話も先ほど議員の方から御指摘もございました。所管省庁の縦割りの枠組みというようなこと、また事務作業が複雑化して、新しくやってもメリットは少ないということで進まないということで、全国的に件数も、先ほどお話にありましたように大変少ないし、県内にありましても公立は一つもございません。私立の3件が担っているだけで、県内でもほとんど認定こども園というのには取り組んでいないということでございますので、そういった条件も踏まえながら、そしてまた国の動きも今あるということで、その辺の動向を見きわめて、どう進めていくかということも検討してまいりたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

こども園のことについては、どうしても国の動きが気になっているところでございますが、来るべき参議院選、その後について政権がどういうふうに進んでいくのか、全く見通しもつかない部分もございまして、国民のいろんなアンケートを見てもいろんな数字の動きが激しいようでございますので、それはそれとして、国の動向を把握していただきながら進めていただきますように、これ

もお願いをしていきたいと思ひます。

それから三つ目でございますけれども、子ども手当について国で検討されてはいますが、このことについても、今いろいろ論議がございまして、6月1日が支給日として、その前後の新聞を各社ずつうっと見ておりますけれども、ほとんどの社説・論説が、端的な言葉で申しわけございません、いっぱいあるんですが、保育整備に向けて上乗せをしていくというような報道をしておりますし、それから最近では、先日の6月15日の参議院の代表質問の中で政府の答弁がございました。首相答弁でございますけれども、2011年以降の子ども手当で現行の1万3,000円の上乗せ分については、保育サービスの充実など、ここでも現物支給という言葉を使い出していますし、きのうきょうの新聞で各党が一斉にマニフェストを出しておりますが、政権与党だけのマニフェストでこれを見ますと、全く同じような言葉を使いながら、具体的には上積みの部分については保育所の定員増や子供医療費の負担軽減、給食の無料化、ワクチン接種というふうに具体的に書きながら、現物支給で代がえするというふうに言い出しています。これもまた国の動向が非常に関連はしてきますけれども、現段階でどのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

子ども手当につきましては、国の方で、先ほど議員の御指摘のように、保育サービス、保育整備の方を考えているよというような新聞記事だということでございますけれども、子ども手当は6月から支給を始めましたけれども、基本的には国の責任と負担で実施される事業であるというふうに認識しております。私どもはその辺につきましては要望を申し上げのみということでございます。しかしながら、お話のように手当だけではなくて、現金以外のものも、いわゆる保育サービスという子育て関係経費にも支援を拡大するというようなお話であれば大変結構なことだというふうに私どもも思っております。私ども全国の市長は、保育の整備を初めといたします保育サービスの充実というのを毎年政府へ要望しておりますけれども、そうした要望の実現という点におきましても、もしそういうことができるということであれば、一歩前進だというふうに私どもも考えております。

また、この子ども手当の支給に当たりましては、私ども全国の市長がずうっと申し上げて、政府の方で検討してほしいという要望を出しておりますけれども、ぜひ保育料とか給食費の未納問題に対処するために、こうした子ども手当を未納金に充当できるように、ぜひ法改正というのをお寄せをお願いしたいというふうに考えております。これはもう全国の市長、多分町村も一緒だと思いますけど、全国の市町村長の最大の願いでもございます。ぜひこういった仕組みがしっかりとこの子ども手当でなされることを期待しております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

何といっても国の財源が大きな国債発行で本年度予算も出発しておりますので、非常に先が暗い部分もございますけれども、少しでも税の有効的な使い方について、国も新しい発表を早くしてくれることを願いつつ、次のことについてお聞きをしていきたいと思えます。

次のことにつきましては、文殊の森入り口道路の安全対策でございますが、最近、非常に子供、あるいは家族、職場のグループの人たちが利用されている。1年じゅうということではないんですが、季節季節で利用者がふえているというふうに気がついております。

この文殊の森につきましては、昭和57年から59年の3ヵ年で生活環境保全林の整備事業ということで、面積62ヘクタール、総事業費1億9,000万円を投じて整備をされたものでございます。ですから、もう26年を経過しております、その当時の本巢がつくりましたパンフレットに「自然の中で出会い、触れ合い」だとか、あるいは「当時、茶人古田織部が誕生した山口城跡もここにあります」というふうに、このころは蛍と山ユリ、今はササユリでございますけれども、大いに宣伝PRをしていたものでございます。さらに本巢市になりましてから、市勢要覧が2005年と2009年につくられておるんですが、それぞれ1ページをぱっと広げますと、大きく文殊の森を写真で報道していただいております。遊歩道、散策歩道、それから森林浴、かつて私も一般質問をしましたが、森林浴のできる場所というふうに書いてございますし、2009年、22年度公民館の教育委員会が出している教室のガイドの表にはササユリを写真で出していただいております。そういうことで、利用者が非常に多いとともに、やっぱり不安な部分がございます。それが4月3日の自転車による転倒事故でございました。このことについては、早速執行部では関係部署と協議を進めていただきながら、一部対応していただいておりますし、さらに対応の検討をしていただいているところだとは思いますが、今までもあそこは非常に急な道でございます、200メートルないと思いますが、単純に公園の出口から上水道の配水池、タンクをつくっていただきました。あれをぐるっとちよどくの字にあの周りで回ってきまして、ずうっと直進になるんですが、単純に言えば、そのくの字のところを100メートル、直進は100メートル、約この200メートルと単純に言わせていただきますが、そこで問題なのは、そのぐるっと曲がって直進に行くところでのこの間の事故、桜の木2本目のところで事故がございまして、私も北方署へ確認に行ってきましたが、2本目の桜の木に激突をしているようでございます。その手前の側溝がございまして、現場へ行ってはかかってきましたが、内径で25センチ、深さ25センチ、小さな側溝が両側にあるんですが、それも多分問題になったんではないかと。これは目撃者がいたわけではございませんので、北方署も私も聞くとそうではなからうかという話でございます。しかしながら、あそこはくの字で曲がって直線に行くところで、もう1年に何台か、数件の車も脱輪をしています。そういうことで、さらなる対応をできないかということで、最初に啓発・注意等の表示はできないかどうか、お考えがございましたら、お聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、文殊の森入り口道路の安全対策についてお答えさせていただきます。

啓発、注意の表示につきましては、事故直後でございますが、北方警察署交通担当課と安全対策につきまして協議を行い、事故現場北から南進する自転車を含めた車両に対しまして、急勾配表示とスピード減速を促す注意看板を設置し、上りの北進する車両に対しましても、対向車注意、減速という看板を設置したところでございます。

また、さらなる安全対策としまして、これから夏休み等の余暇でバーベキューや宿泊などの利用者がふえることが予想されることから、文殊の森の駐車場の今度は出入り口付近でございますが、南進する車両、自転車を含めまして、車両に対しまして前回設置しましたような急勾配表示とスピード減速を促す注意看板を設置したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

さらなる取り組みをしていただけるようございまして、ありがとうございます。期待しております。

二つ目の側溝なんですけど、25の25センチの側溝の件でございまして、この件につきましては、19年の9月に自治会からも要望が出ておったんですけど、要望書の全地域ということは大変いろいろ市としても財政的なこと等々一つの決まり等があって、困難なことがあるかもしれませんが、あの側溝への対応が何かございましたら、お聞きをしたいと思ひます。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

それでは、側溝への対応についてお答えさせていただきます。

死亡事故後の4月19日でございますけれども、北方警察署と事故対策の現地検討会を実施いたしまして、道路管理者としての対応を決めております。

具体的に申し上げますと、白い1メートルぐらいの支柱でございますけれども、この頭に反射器がつけましたデリネーターと申しますが、これを5基設置いたしまして、道路の側方に沿いまして、道路の端や道路の線形などを明示し、昼夜間におけます自転車や自動車などの運転者の視線誘導が図れるようにいたしました。自治会からの要望にありますように、道路幅員が3メートル余りと狭く、現在のU字溝をふたつきの道路側溝にすれば道路の幅員が広くはなります。しかしながら、側溝を施工するには立派な桜並木を切ったり、道路側に伸びた枝をばっさり切るなど、良好な景観を損なうばかりではなく、路肩に寄りましたとき伸びた枝が車体に傷をつけるなど、道路管理者としての責任が問われるなど問題が多い状況でございます。

そうしたことから、良好な桜並木の保全と交通安全との調和を図りながら、部分的にでも道路側溝ができるかどうか、住民や関係者と協議し、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[6番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

協議をしていただける参考にていいんですが、私はそこからずっと下まで約五、六カ所の勾配をとってきたんですが、タンクのカーブから直線に戻るところが一番傾斜がきついですね、カーブと傾斜であそこは10%あります。上の方は7%ぐらいで、下の方へ行くと7%ぐらいの傾斜で、あそこがどうしても急なカーブで傾斜で、さっきも言っていましたように、車が脱輪したり、事故が続いているという現状ですので、今それぞれ協議をしてということですが、あの部分をちょっと、事故があった桜の木2本の間の臨時的な対応といいますか、一つのモデル的な対応といいますか、そういうこともできないかどうか、さらにお聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

先ほどお答えさせていただいたとおりでございますが、部分的なそういう部分で問題箇所と思われるところはあるんですね、桜の木の関係もありますので、できる限りの対応はしたいと思っております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

それじゃあ三つ目でございますが、もう既に触れられておりますけれども、両側の桜の木がかなり視界を妨げておまして、上から見ますと暗いトンネルに見えてしまうんですね。視界を妨げていますし、多分マイクロバスは屋根にひっかかるんじゃないかと思うんですが、これの対応についてもお考えがあったら、お聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

先ほどの側溝の対応についての御答弁で申し上げたところでございますが、良好な桜の並木を保全し、交通安全との調和を図りながら、両側の桜をどうしていくのか、地域の方や関係者の皆様と検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[6 番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

十分よくわかるんですが、先ほど江崎議員の質問にもございましたように、公園の整備の管理の問題、植栽の管理の問題等々非常によくわかるし、一般的によく言われますのが、自然保護なのか、産業開発なのかとか、よく言われることでございまして、今も景観かそれとも安全か、よくわかる話でございまして、さっきも言いました26年もたつこの文殊の森全体としての自然保護、景観は非常に大事だと思うんですけども、部分部分で何かそんなことが起きたときには対応というのも、これもやっぱり一つは大事な事かと思えます。もちろんすべてが道路管理の責任とは言っておりませんし、当然ドライバーについても運転技術であったり、瞬間の判断力であったり、例えば自転車ですと、自転車の子供たちが道路の実態についてどれだけ認識があるか。いろんな悪い条件が複合して、多分そういう事故として起こる可能性があるとは思うわけでございますので、何かそういう意味でもいい方法、例えば行ってもらおうとわかるんですが、地域でいろんな関係者と協議とおっしゃっていただいておりますが、ありがとうございます。両側の草刈りは定期的に住民の皆さんが自発的にやっていただいておりますし、ずうっと下の集落の道路の除草とかそういうことはやっておりますので、ぜひまた自治会の方へも声をかけていながら、いい方法を考えていただきたいと思っておりますので、これは要望でございますけれども、よろしく願います。

最後の質問に移らせていただきます。

特定健診等の実施についてでございますけれども、特定健診と特定保健指導については、これも平成20年の4月から40歳から74歳を対象にしてスタートをしております。内臓脂肪型の肥満に高血圧等が重なると、心疾患や脳卒中の危険性が高まり、いわゆるメタボの症候群を減らすための一つの法律改正であったように思います。もう一つは、これを早目に予防すれば、医療費の抑制にもつながるといふ、それがはっきりねらいの中に入っておりますので、この健診が一つの目標として進めていただいておりますけれども、20年度より基本健康診査として今までやってきたのを廃止をして、そして特定健康診査実施計画というのがございまして、その実施計画の中でこれを進めていただいていると思っておりますが、私が数字を知りたいのはなぜかといいますと、先日新聞等で報道してございまして、健診率が全国的に非常に低いという報道があったんですよ、24%ぐらいだというふうに報道してましたんで、それじゃあ本巢市はどんな状況で、これからどんなことをお考えなのかということをお聞きしたくて、今回質問をさせていただきます。

数字ばかりで申しわけございませんが、特定健康診査の受診率について、平成20年度、21年度の受診率、岐阜県と全国平均もわかればお聞きをしたいと思っております。

○議長（遠山利美君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの特定健診受診率ということでございます。40歳から74歳までの国保被保険者による特定健康診査の平成20年度の受診率でございますが、本市は47.1%でございます。岐阜県におきましては35.3%、全国におきましては30.8%という結果でございました。平成21年度につきましては、県あるいは全国につきましては、まだ集計中ということで結果が出ておりません。しかし、本市におきましては48%という結果でございましたので、御報告させていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

それじゃあ数字でございますので、2番の特定保健指導実施率と3番の後期高齢者すこやか健診の受診率もあわせてお聞きを先にしたいと思います、よろしくお願ひします。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、2番目の特定保健指導実施率ということでございます。特定健診を受けた、糖尿病、心筋梗塞や脳卒中などの生活習慣病になりやすい対象者に対する本市の特定保健指導実施率につきましては、平成20年度につきましては73%ということでございます。岐阜県につきましては28.7%、全国では14.8%という結果でございましたので、御報告いたします。平成21年度につきましてはまだ結果が出ておりません。現在、継続支援中ということでございますので、実施率は確定しておりません。

あわせまして、3番目の特定健診等についてでございます。後期高齢者健診受診率についてでございます。75歳以上が対象者で、平成20年度受診率は、本市は25.9%、県が12.2%でございました。平成21年度につきましては、本市が25.0%、県におきましては11.3%ということでございます。また全国の受診率につきましては確認をできていません。それぞれ集計等の仕方も違うということで、全国の受診率につきましては確認がとれておりません。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

先ほど言いました計画の中で、特定健康審査等の実施目標というのが出ておまして、この目標が、実は24年度まで目標を定めているんですね。この計画書の178ページを見ているんですけども。そこを見ますと、目標値がありまして、今お聞きをいたしますと、例えば特定健診の目標が、平成20年度が40%であったのが47.1%、21年度が45%が48%と。そしてもう一つは、この保健指導の実施の目標が30%でありましたのが、今お聞きをしますと73%でしたか。73%ということは非常

に保健指導に力を入れておられることが顕著になっているんですが、このことについて4番目でございますけれども、そういう顕著な努力をされている何か要因がございましたら、あわせてお聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

4点目で、本市がこういった健診受診率が非常にいいということでございます。考えられることにつきまして若干触れさせていただきたいと思います。特定健診、そして後期高齢者健診の本市の受診率でございますが、対象者に対しまして電話や訪問、そして来所面接などの機会を積極的に使っております。受診勧奨といったものを保健指導におきまして積極的に勧奨することによりまして、画一的な支援ではなくて、対象者個々に対応したきめ細かい支援を行った結果、こうした結果が出ているものというふうに思っております。こういった結果も、他の市町におきましては郵送で配ってしまうというようなことが原因かというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

いろいろ数字を調べていただきましてありがとうございます。わかるのが数字だと思ってお聞きをしたところでございます。それで、やっぱりその数字の顕著なことにつきましては、今お聞きしますと、対象者へ直接面接をしたり、あるいは電話で受診の勧奨をされているということでございまして、やっぱりおっしゃっておりますように、個々にきめ細かに市民の皆さんにお知らせをしながら、この保健指導の目的に沿っていくのもそうだと思いますし、くどいようですけども、国保料が一気に上がらんように、やっぱりこういうことを日ごろから積み重ねていただきますと、さっきも言いましたように、医療費の抑制ということをはっきり書いておるわけでございますから、さらなる努力をお願いしていきたいと思います。そういう意味で、身近なところで決め細やかというのはやっぱり一番気になる保健センターの位置、保健センターといえば市民の皆さん、今本巢市には四つの保健センターがございますけれども、その位置ですね、これは非常に大事なことだと思うんですが、その位置についてもやはり大事にしながら、市民の皆さんと直接そういう指導をこれからも続けていかれるんだと思いますが、お考えがありましたら、お聞きをしたいと思います。いわゆる市民の身近なところでの健康づくりの活動の場として、やはり保健センターの機能の強化ということもきちんとうたっておりますし、今の計画の中にも書いていますから、そういうことについて、さらに大事にしながら市民の皆さんへの勧奨をしていかれると思いますけれども、お考えがありましたら、お聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

ただいま施設と市民感というようなことだと思います。現在、本市では4カ所保健センターがございます。今、計画では根尾の保健センターを除いた3保健センターの職員を組織のスリム化、そして危機管理上の迅速性を図るということで、将来的に1カ所に集約させていただいて、市民に対しましては職員が保健センター等に出向いて、保健指導や相談、健診を実施してまいりたいというふうに思っております。市民の方に迷惑のかからないようなきめ細かなサービスを提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

先ほども非常に保健指導の数字が高かった理由の中でも、個々に決め細やかにというふうにおっしゃっていますし、それはやっぱり身近なところで進めていかれるのがいいと思っております。どうぞそういう過去の経緯も十分にお考えをいただき、これからの施設のあり方についても検討をいただきたいと思ひます。

時間になりましたので、これで終わります。いろいろ御答弁ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。

午後は1時30分から再開しますので、よろしくお願ひします。

午前11時59分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 若原敏郎君の発言を許します。

○12番（若原敏郎君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

その前に2点ほどお願ひやら、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思ひます。

九州の宮崎で起きている家畜の伝染病口蹄疫がいまだにおさまる気配が見えてきません。被害は宮崎県全県規模に拡大し、畜産県宮崎にとって大きな打撃となってしまいました。心からお見舞い申し上げます。

今議会の初日に、市長から岐阜県、また本巣市においては、口蹄疫の発生・感染については万全の態勢で挑むとの決意をお聞きしました。本巣市でも豚や牛が飼育されています。私の近くでも飼育されている方が見えます。本当に遠くの話ということではおさまらないと思ひます。被害が出ないことを願っておりますが、今後、市におきましても万全の態勢を立てて防いでいただきたい

など、こんなことをひとつお願いいたします。

また先日、浜名湖で愛知県の豊橋市立章南中学の1年生ら20人が乗ったカッターボートが転覆し、女子生徒が1名亡くなった事故が起きてしまいました。亡くなられた方、また御家族に心からの御冥福をお祈りいたします。18日の正午過ぎに大雨や強風の注意報が出されており、気象条件の説明はされたが、カッター訓練の実施の可否の協議はされなかったことが問題になっております。真正中学校も1年生が5月26日に若狭研修で同じようなカッター訓練を行っているということを聞いております。本当に人ごとでは済まされないなと思いました。楽しいはずの研修が悲劇に変わります。くれぐれも学校行事、また市の行事には万全の対策を協議し、実施していただきたいなど、こんなことをお願いいたします。どうかよろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして3点質問をさせていただきます。

まず1番目に、健全な財政を維持していくにはということで、日本では少子・高齢化が進む中、団塊の世代が一斉に年金を受給する2015年までの間、毎年100万人ずつが支える側から支えられる側になると言われています。年金、医療、介護に要する社会保障の社会的負担が重くなる一方、労働人口は減少、国の経済成長率は低下したままです。このままでは国の財政も悪化を続け、財政破綻が起きるのではないかと新聞紙上、また週刊誌などでも危惧された記事が載っております。私もそういうことになるんじゃないかなと危惧をしております。

本巢市においても、市民税は昨年に続き減少し、新たな投資も少なく、固定資産税も減少傾向にあります。この後3年間は、県の財政再建プランにより、市の自己負担も強いられる中、健全な財政維持は歳入の確保か歳出のさらなる抑制が必要と考え、以下の質問をお尋ねしたいと思います。

市税においては、平成20年、21年、22年と本当に億単位の減少があります。この減少に歯どめをかけるか、さらなる税収の確保をどう考えておられるのか。毎年の市税の減少をどう考えておられるか、お尋ねをいたします。

これは市長に答えていただけるんですか、よろしく申し上げます。

○議長（遠山利美君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、若原議員の御質問の健全財政維持ということでの市税の減少というのはどう考えるかという御質問でございます。

その前に、冒頭にも若原議員からお話のございました口蹄疫の問題、それからまた豊橋の中学生の事故、それは本当におっしゃるとおりでございます、これはひとえに危機管理をしっかりとやらなきゃならないという思いをいたしております。特に口蹄疫につきましては、行政報告の中でもお話を申し上げましたように、県の指導も受けながら、情報収集をしっかりとし、そしていざというときには県と一緒に口蹄疫の対策に万全を期してまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、畜産農家がこれからも安全・安心の中で畜産経営ができますよう、我々

も微力ながら今後とも支援、御協力をしてまいりたいというふうに思っております。

また、子供の事故につきましても、ここにも教育長がおられますけれども、教育委員会でも今後そういうことがないように、二度とそういう似たようなことが起こらないように、しっかりとまた管理をしていただけるというふうに思っておりますし、今までもその都度危機管理はしっかりやってきたという思いをしておりますけれども、これからも十分注意しながらやらせていただきたいというふうに思っております。

それでは、市税のお話でございます。本巢市の歳入の根幹をなす市税というのは、定率減税の廃止と住民税のフラット化ということで、平成19年度に大幅な増加になりまして、そのときに62億1,000万という、大体本巢市の一番ピークのときがございました。その後、議員のお話にございましたように、年々減少を来しております。21年度には根尾地域の固定資産税の不均一課税の廃止、それからまた中部電力の奥美濃水力発電所に係る固定資産税の大幅な減少ということで、この二つで約5億円弱の税収が21年度は減っております。そしてまた、昨今の景気低迷によります市民税の減収ということで、予算等々で御案内のとおりでございますけれども、約4億という減少が出ておりました、19年度のピーク時の62億からいきますと約9億円ほどの大幅な減収というものが今見込まれる状況になっております。こうした税収の減少につきましては、先ほど申し上げました根尾地域の固定資産税とか、中電の固定資産税云々は特殊な要素もございますけれども、一般的には先ほど申し上げているような景気低迷による市民税の減収ということで、約4億という大きな金額が出てきております。こうした税収の減少というのは、本巢市だけの問題ではなくて、先ほど議員の御質問にございましたように、国・県を初め全国の市町村共通の悩みでございまして、国内のほとんどの自治体がこの税収減により、現行の行政サービスの維持にも四苦八苦をしているのが現状でございます。

そうした中で、税収の減少を一気に解消するという特効薬というのはございませんけれども、私どもは昨年、今年度も一生懸命取り組んでおりますように、一日も早い景気回復を果たしていただいて、その中での税収増、そして屋井の工業団地等々造成しておりますけれども、新たな企業誘致を行うことによる税収増、そして、本巢市の南部地域で活発になっておりますけれども、住宅開発によってどんどん人口増というのも起きております。そういったことによる税収増ということで、いわゆる景気回復、企業誘致、そしてまた新たな人口の増加という対策をとることによりまして、市税の収入確保というのを今後も図ってまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、厳しいこの今の税の収入の状況でございます。これからも少しでも税収の増になる、そういった対策を考えてしっかりとやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

どうもありがとうございました。

市長の答弁の中に、全国的なものだけど、これといった特効薬はないということをお聞きしました。これは本当に私もそのとおりだと思います。本巣市におきましては、屋井の工業団地の整備もされておりますし、優良な企業が入っていただければ少しは税収の増になるかなあと、こんなことを思います。また、人口が増加すれば、税収も少しはふえるということでございます。これにつきましては市長の答弁どおりだと、こんなことを思っております。

2番目としまして、市民税の滞納額がだんだんふえているように思うんですが、昨年12月の決算の年度別滞納繰越額は、17年度が473万円、18年度が1,098万円、19年度が2,661万、また平成20年度は3,326万と、こんなふうにふえているように思いますが、21年度の分についてはちょっとまだ私もわかりませんが、滞納者の対策につきましては、税務課の方で収納係をふやしていろいろ努力しておられるということを以前お聞きしましたが、その後についてはどのような対応をされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、滞納者への対策についてということでお答えさせていただきたいと思います。

御質問の滞納者への対策といたしましては、市行政の運営において、財政上の主な収入である税の確保及び租税負担の公平、納税の秩序を維持するためにも、差し押さえなどの滞納処分を行いながら、収納率の向上に努めているところでございます。

具体的な対策といたしましては、「未納のお知らせ」や「催告」、「処分の警告」「処分の予告」等の文書を送付しまして、納税を促すとともに、滞納の原因や納付意思、所有資産などの実情を把握しまして、差し押さえ等の滞納処分の執行を行っておるところでございます。

このように一定の手續に従いまして強制徴収するのを原則としておりますが、納税者の個別の事情によりまして、徴収猶予、換価の猶予、また執行停止等の徴収の緩和措置を行っているところでございます。また、平成17年度からは岐阜県の税務課の方へ職員を派遣しまして、個人市・県民税に係る徴収金について収納率の向上に努めているところでございます。

現在の収納状況につきましては、平成16年度収納率が94.66%であったのが、県へ引き継ぎを契機といたしまして、平成17年度は95.08となっておりまして、その後適切な滞納整理をすることによりまして、平成21年度は95.30まで上昇しているところでございます。そのうち滞納繰越分の徴収率といたしましては、平成16年度は13.36%でございました。平成21年度につきましては24.71%となっております。

また、滞納処分件数におきましては、平成20年度以降、200件前後の差し押さえを行うとともに、差し押さえた物件の換価におきましても、インターネット公売や県との合同公売の実施を行うこと等によりまして、適切な換価ができるようになってきております。また、平成20年度からはコンビニエンスストアでの納税を可能にすることによりまして、収納環境の整備を進めているところでござ

ざいます。

今後におきましては、経済状況等を十分踏まえまして、税の公平性を実現し、市財源の確保のため、さらなる効率的な滞納整理の実現に向けて努力していきたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

今細かな数字を言っていただきまして、それにしても、滞納率で約4%から5%の滞納者がいるということでございます。ほとんどの方がまじめに、苦しいながらも頑張っただけ納税してみえるということでございますので、滞納者に対して催促やら差し押さえをしてみえるんですが、今16年から17年、21年と、このパーセントを見ますと、ほとんど4%から5%ぐらいのところは改められていないというように感じます。200件の差し押さえもされているようですが、やはりきちんと滞納者に支払っていただくように、今後も努力を続けていただきたいなど、こんなことを思います。よろしく願います。これ以上は質問はしませんが、今後も少しでも収納率が上がるように努力していただきたいなど、こんなことを思います。

次に、今まで経常経費の削減ということで執行部の方も随分取り組んでこられたと思います。各事業も経費の削減や縮小、また統合されまして、それについては、市民の方、また自治会の方からも不満の声も上がっておりますが、これはやむを得ないだろうという声も私のところに聞こえてきます。経費削減のためにあらゆる努力をされてこられたと思うんですが、この後はさらに削減に取り組まれるのか、経常経費の削減にはほぼ限界があるんじゃないかなあと、こんなことも感じております。その辺につきまして、どうこれから対処されていきますかを御質問いたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、経常経費の削減につきましてお答えさせていただきます。

1番の江崎議員のところでも、やはり経常経費の削減につきましては限界があるというようなことも述べられておりました。

そこで、本市の経常経費削減への取り組みにつきましては、平成31年度から普通交付税の一本算定に完全移行しまして大幅な減額となることから、身の丈に合った財政構造とするために、平成16年2月の合併以後、先ほど来御指摘のような経常経費の削減に取り組んでまいりました。しかしながら、経常経費の削減には限りがあることも事実でございます。歳出のなご一層の抑制のために、今年度第2次行政改革大綱の策定を予定いたしております。その一環としまして、今年度中に事務事業評価システムを構築しまして、平成23年度から既存事務事業そのものを、引き続き実施する事

業、また順次縮減する事業、また廃止する事業、いわゆる事業仕分けをしてまいりたいと考えております。また、この事業仕分けにつきましては、行政のあり方を成果重視に転換し、市民ニーズに合った行政サービスを効率的、効果的に提供すること。また、納税者への説明責任を果たすという意味では大変重要であります。市民の皆様の御理解を得ながら、なお一層経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

企画部長には御説明ありがとうございました。

本巢市の行政改革大綱、平成18年から22年までの5カ年の改革大綱が示されております。ことしで終わるといことですね。これから新たに第2次の5カ年の本巢市の行政改革大綱を策定していくと、今年度策定されるんですか。その中身について、削減するものとか、廃止するものとかという事業仕分けをされていくということですが、その内容について、またどんな期間で、どんなメンバーで策定されていくのか、もう少し詳しくちょっとお願いできませんでしょうか。

○議長（遠山利美君）

高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

先ほど申し上げましたとおり、現在第2次の、今年度中に行政改革大綱実施計画を策定する計画でありますが、1次の中にこういった事務事業評価システムを構築するというものがございまして、この22年度にこういったシステムを構築して、来年度からそういった事業仕分け、一つ一つの事業を効果があるのかないかを検証しながら仕分けをしていくということでございますので、まだシステムの内容につきましては、まだ今年度中に構築するというところでございます。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

はい、わかりました。22年度に5カ年が終わるんで、23年度から新たに始まるのかなあと。それで、ことしじゅうに立ち上げて、事業仕分けも進められていくのかなあと、こんなふうに私は思ったんですが、やはり23年度から実質事業仕分けは進められていくと、こういうふうでございませぬ。ぜひとも厳しい中ですが、経費削減のために努力の方をお願いしたいと、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

続きまして、2番目のもとバスの変更についてということの質問をさせていただきたいと思います。

これは、前回も同じような質問をしましたが、今回このもとバス、公共交通については、企画部

から総務の方に変わったんですか。企画部の方はバスの立ち上げから、さらに改良してより市民の方に利用しやすいようにしていただいていたと思うんですが、総務の生活安全課の方に行きますと、維持管理をしていくだけというふうに、私はそんなふうに思いましたので、違っておたらごめんなさい。ぜひこれからも利用者の意見を聞いて、さらに充実をさせていただきたいなあと、こんな思いでまた同じような質問をさせていただくわけです。

6月より、もとバスが糸貫線は廃止されました。真正線は市直営と変更し、私は改善されましたと書いておきました。確かに喜んで見える方も見えますし、経費も少なくなりましたので、まあ改善されましたと。それに係る経費も随分削減されました。しかし、便数が隔日になったことでサービスの低下は否めません。こんなことで利用者の方にこれからもいろんな意見を聞いて、さらに充実させていただきたいなと、こんなふうに思います。

私の近所の人からちょっと聞いたんですけど、以前コースが変わった時点で、停留所が遠くなったから利用していないわと、タクシーばかりで、もとバスは利用していないと。していないというよりもできないという意見をお聞きしました。高齢者の女性の方で、ひとり暮らしをしてみるので、生活も大変かなあと、こんなふうにも思います。

また、ある人は、最近の話で、無料になったから本当に助かりますと。数年前にお父さんを亡くして車で送り迎えしてもらえない、乗せていってもらえないんで、火曜日、木曜日、土曜日に合わせてそのバスを利用させていただいておりますと。こんな御意見、ありがたい意見もいただきました。もとバス、またササユリバスの利用者は、やっぱりマイカー社会がどんどんどんどん進んできて、そのために鉄道やらバスがなくなって、いわゆるマイカー依存社会から取り残されてしまった交通弱者の方が、本当に最後の大切な唯一の足としてそのバスを利用されるんじゃないかなあと。この足を少しでも便利なふうに充実させていくのが市の役目だと、こんなふうに思っております。やはり利用者のニーズに合わせた運営をしていただきたいなと。それには1,000人のアンケートよりも10人のヒアリングを大切にさせていただきたいと、こんなことも思います。

1番目の質問としまして、利用者の意見を今後も聞いて充実されていかれるのか、そんなことをお聞きしたいなと思います。

これは総務部長、よろしくをお願いします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、もとバスの変更についてということで、御質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど議員御指摘のとおり、3月まで企画部においてももとバスの方を担当しておりましたが、4月から私どもの総務課の方において、それまでの意向をお聞きしながら進めているところでございます。

まず、利用者の意見を聞いてもとバスの充実を図ることにつきましては、もとバス・ササユリバ

スにつきまして、運行形態の市直営化やダイヤルートの見直しによる効率化、また市内バス料金の格差是正に向けました無料バスの運行等のために、平成22年6月より新ルート、新ダイヤによる実証実験を実施しているところでございます。特にもとバスにつきましては、従来毎日の運行から、議員おっしゃったとおり、火・木・土の週3日運行へと大きく変更したわけでございます。これにつきましては、昨年秋に実施しました利用者のアンケート調査の結果や利用実績等を踏まえまして、買い物や通院のための利用に対応したものでございます。

また、ルートダイヤにつきましてはパブリックコメントを、これも企画のときからでございますが、これを実施いたしまして、市民の皆さんから寄せられました御意見などを踏まえまして、本巢市地域公共交通活性化協議会の御意見をお聞きしまして決定いたしましたところでございます。

今後につきましても、市民の皆様の御意見を聞きながら、必要に応じて見直しを行っていきたくと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

今、部長から今後においても意見を聞いて充実を図っていくということをお聞きしましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

本巢市の地域公共交通活性化協議会というのは、必要に応じてだと思ひますが、今年度も予算は少し残してあったと思うんですが、今後も開かれる予定なのか、そのことをお願ひします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

今のもとバスのルート等につきましても、まだ実証実験中というふうにご考慮してもらえば結構だと思ひますし、活性化協議会というの、また随時必要に応じて開いていきたいというふうにご考慮しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

2番目の質問に移りたいと思ひますが、フリー降車箇所は設置できないかということで、ササユリバスはフリー乗降車地域が設けてありますよね、本巢地域の方で。私が思うには、乗車はまず停留所じゃないと絶対無理だと思ひますが、おりにくについては、例えば停留所から停留所までが本当に何百メートルという離れたところに設けてあるわけです。実際に病院とか、銀行とか、スーパーとか、そういうところに行こうと思つたときに、ずうっと行き過ぎて何百メートルもまた戻

ってこないかと。歩いて戻ってこないかということになりますので、もし今のシステムでできることなら、おりることについては、運転手さんに前もって言うておけば、ここでおろしていただけるよと。こんな便利なふうにはならないかということを感じるわけですが。また自宅へ帰られるときでも、わざわざ自分の家を通して、何百メートルも先の停留所まで行って戻ってこないかと、こういうことも往々にあります。他市のところではいろいろとインターネットを調べてみますと、停留所が二、三百メートル間隔にありますよというふうに設置してみえるところもあるわけですね。そんなことで、本巢市のバスは、降車については停留所でなしに、利用者の便利のいいように配慮していただけないかなあと、こんなことを思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、フリー降車箇所の設置についてということで、お答えさせていただきたいと思います。

今議員がおっしゃいましたように、既にササユリバス北部線の一部区間におきましては、フリー乗降区間を設けまして運行しているところがございます。フリー乗降区間の設置につきましては、バスの定時運行に影響があるということから、これにつきましては、もとバスの方で運行に影響があることから安全面にも配慮いたしまして、現在は市道で交通量の少ない2車線道路において限定的に行っているのがササユリバスの方でございます。

もとバスにおきましては、議員御指摘の降車箇所ということでございますが、フリー乗降制の導入につきましては、ササユリバスと比べた場合においては、もとバスのルートが通っていますと、比較的交通量が多く、また狭小な道路も多いということから、安全上の点からも区間、または降車制度を設けるのは非常に困難であると、今のところは考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

今は困難という回答をいただきました。やはりどこでもというわけではなしに、運転手さんもいつも運転されておられると、この場所とこの場所ならいいよということが出てくると私は思います。危ないところ、交通量の多いところばかりじゃなしに、ルートを見ますと、結構裏道とか、そういうところもありますし、安全なところが見つけられると、こんなふうだと思います。

今、部長の回答の中ではちょっと難しいという話でしたが、今後検討していただけたらなあと、こんなふうだと思います。ぜひよろしく願います。回答はよろしいです。

3番目の協賛金の募集はできないかということで、これはよくインターネットを見ていますと、自主運行バスとか、NPOがやっているのもよくあるんですが、スーパーとか病院とか、そういうところがその企業のお客さんを運んでいってくれるという意味で、何か協賛金を出しているというところもあるんですね。やっぱりバスの応援資金として、企業、また個人からそういうのを募っ

たらどうかなあと、私も思ったわけですが、その辺はどうお考えになっているのでしょうか。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

協賛金の募集についてお答えをさせていただきます。

もとバスの運行の趣旨に賛同しまして、協賛金により運行を支援する業者等を募集することにつきましては、バスの運行経費に充てることで経費の軽減が図られることになり、収入の増加につながることから、大変魅力的なものであるというふうにご考えておるわけでございます。しかし、もとバスにつきましては、フリー乗降制の導入というのが今現在では難しいということや、バスの利用者の状況でございますが、そんなことから現状では協賛金の応募は期待できないものであるというふうにご考えておるわけでございます。

協賛企業の広告を出すとか、今議員御指摘のようなことがございますし、案内することも協賛金の対象になってくるかなというふうにも考えておるわけでございますが、いずれにいたしましても、今後の利用者数の推移を判断いたしまして考えていきたいと、かように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

部長の言われるとおりでと思います。やはりその店の前にお客をおろして初めて協賛金が取れるということございまして、先ほどの2番の回答で難しいという話なら次もだめだなあと、こんなふうには思っておりました。だけど、今後、高齢の方の利用者がふえて、医者に通うにもこのバスで来たよとか、スーパーに行くにもこのバスで行ったとか、そういう事情が変われば、これはやはり利用者も多くなって、市民の方も喜ばれて、そこのお店とか、病院とかそういうところにお客さんを運んでくれるという意味で、そういうふうに進んでいけばいいなど、こんなふうには思っておりますので、ぜひ努力はしていただきたいなど、こんなことを思います。

ちょっと時間も迫ってきましたので、3番目の県道関ヶ原線の進捗状況ということでお聞きしたいと思います。

本巣市南部真正地域を横断する岐阜関ヶ原線は、早期に全線4車線化が待望されているところで、池田町から垂井に抜ける梅谷片山トンネルが本年4月に開通し、平野庄橋、根尾川大橋の橋梁工事、その間の下礫地域の4車線化工事は今着々と進んでいるところでございます。

本巣市においては、樽見鉄道の踏切を含む宗慶軽海間の県の今後の計画をお尋ねしたいと思います。産業建設部長、お願いします。

議長（遠山利美君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

それでは、3点目の県道岐阜・関ヶ原線の進捗状況についての御質問にお答えさせていただきます。

主要地方道岐阜関ヶ原線は、岐阜市を起点として、北方町、本巣市を經由し、関ヶ原町に至る延長28キロの幹線道路であります。東海環状自動車道の（仮称）大野・神戸インターへのアクセス道路となることから、県では最重点整備路線に位置づけ、整備を進めているところと聞いております。

現在、お隣の大野町内の約1.3キロメートルの区間と揖斐川にかかります平野庄橋を含む約0.8キロメートルの区間で4車線化の工事が行われております。

一方、宗慶から温井にかけての約2.4キロメートル区間につきましては、平成12年度に事業化され、既に約1.9キロメートルが完成しております。現在は、根尾川大橋の橋梁工事が行われておりまして、早期完成に向けて着々と事業が進められております。

また、岐阜市の伊自良川にかかる島大橋は、現在有料道路ですが、平成24年度のぎふ清流国体までに無料化されると聞いております。残る4車線計画区間につきましては、神戸町内の養老鉄道交差部と樽見鉄道交差部を含む軽海から宗慶にかけての区間のみとなりますが、島大橋有料道路の無料化や東海環状自動車道の開通などにより、今後さらに交通量が増加し、混雑することが予想されます。

県では、現在施行中の宗慶温井工区の早期完成に向け事業を推進し、残る軽海から宗慶にかけての約2.2キロメートル区間につきましては、周辺整備状況、交通量の状況や道路予算の状況等を見ながら検討したいとしております。市としましては、早期に事業化されるよう強く要望してまいりたいと考えております。

なお、樽見鉄道との交差につきましては、以前は鉄道の下を県道が通るアンダーパスの計画がなされておりましたが、鉄道管理者や関係者などに協議していただき、平面交差など早期に実現可能な計画を検討していただくよう、あわせて要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

今部長からの説明でわかりましたが、私は県道関ヶ原線は、本来ならば岐阜市から4車線でずうっと西へ行くのが本当だろうと思っておりました。それにしても、樽見鉄道の踏切、先ほども説明がありましたが、アンダーにするか高架にするか、どうするかということで、相当決まらなかったという経緯もありまして、本来ならば岐阜市から順番に4車線で行くのが本当だろうと、こんなふうには思っておりました。大野町と神戸町の方が先に、また池田山のトンネルの方も先に完成して、一番最後に残ったのが我々の本巣市というのはどうも納得がいかないと、こんなふうには思っており

ます。アンダーパスを平面に計画をして、早期に進めるように要望するということでもございました。その点につきまして、平面の交差でもやむを得んだろうと思われ、それにつきましても、早く4車線化にさせていただくことが先だと思います。今のこの経済不況のために、関ヶ原線の沿道でも、ガソリンスタンドとかいろんな店舗がありましたが、撤退したり、今非常に苦しい状態です。せめて集客数がふえるためには、道路が渋滞しないということも、やはり利用していただける方にアピールできるんじゃないかなと、集客がふえるんじゃないかなと、こんなふうに思います。ぜひとも強く県の方に要望していただいて、早く進めていただくようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日6月23日午前9時から本会議を開催し、引き続き市政一般に対する質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後2時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

